

第十三回 参議院法務委員会會議録第五十七号

(一〇六二)

昭和二十七年六月十六日(月曜日)午前十一時一分開会

委員の異動

本日委員鬼丸義齊君及び一松定吉君辞任につき、その補欠として紅露みつ君及び松浦定義君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小野 義夫君
委員 加藤 武徳君
左藤 義詮君
玉柳 實君
長谷山行毅君
岡部 常君
内村 清次君
吉田 法晴君
片岡 文重君
紅露 みつ君
羽仁 五郎君

國務大臣

法務總裁 木村篤太郎君

政府委員

法制意見長官 佐藤 達夫君
法務府法制意見第一局長 高辻 正己君
刑政長官 清原 邦一君
法務府特別審査局長 吉河 光貞君
法務府特別審査局長 関 之君

事務局側

常任委員 西村 高兄君
常任委員 会専門員 堀 真道君
常任委員 会専門員 堀 真道君

説明員
最高裁判所長官 代理者(事務総局人事局長) 鈴木 忠一君

本日の會議に付した事件

○理事の補欠選任の件

○破壊活動防止法案(内閣提出、衆議院送付)

○公安調査庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○公安審査委員会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小野義夫君) これより委員會を開きます。

先ず理事の補欠互選についてお諮りいたします。理事一松定吉君が委員を辞任されましたので、理事の補欠選挙を行います。つきましては互選は成規の手続を省略して、委員長において指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小野義夫君) 御異議がないと認めます。理事に松浦定義君を指名いたします。

○委員長(小野義夫君) 次に前回に引き続き破壊活動防止法案、公安調査庁設置法案、公安審査委員会設置法案、以上三案を便宜一括して議題に供します。先ず政府におかれて保留されました質疑に対する答弁をお願い申し上げます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 一昨日です。羽仁委員からの御質問に対しては御答弁が保留になつてゐるようであります。

ります。私より答弁いたします。

先ず第一に、近頃特務局の偽局員が出て、スパイのようなことをしているようなことがありますが、今後続発したときにはどういふ責任をとるつもりかという御質問であります。お尋ねのような事実が最近起つてゐるということは極めて遺憾なことであり、これは極めて遺憾なことであります。これらに対しましては十分今後取締つて行きたいと思つてゐます。そうして法に触れるようなことがありまして、ば、断固たる処置を私はとつて行きたいと思つております。その原因は幾つもありまして、これはいづれの方面においてもさういふ事実があるのではありません。事特務局に関する限りこれは極めて重大だと考えております。將來さういふことのないよう、又あつた場合には今申しましたような法規に基づきまして断固たる処置をとる考えであります。さういふ御了承をお願いいたします。

○羽仁五郎君 その点につきましてはよく御了解下すつてゐると存するのでありますが、戦争前に非常に偽刑事が續発したことがござります。それで例へば神戸で出ておりましたジャパン・クロニクルというイギリス人の新聞が、日本における偽刑事続発というものは非常に危険な現象だ。これは刑事に対して国民が手も足も出ないということから来ている。その根本原因は日本の警察責任者、最高責任者が、刑事が国民の人権を蹂躪することについて何ら責任を負わないことから来ている。だから偽刑事を幾ら縛つてもそれは駄目だ。むしろ警察なり内務省自身が根本的に反省してその責任をとらなければ駄目だということを切々と訴へていただくことがござります。私の一昨日お願いしましたことも、偽特務局員を捕えてそれを罰するということも勿論必要ですが、それには特務局なり公安調査庁の調査官だと言へば、もう手も足も出ないのです。さういふような人権蹂躪による恐怖心というものができておる場合には偽局員が續出する場合には、公安調査庁の長官自身が責任を感じて頂くことが必要にやないか、やり方がまずいという点を御考慮下さるかどうかという点、これは勿論程度問題ですが、併し余りに續発している場合はさういふ点をお考え願うべきじやないかと思つてゐます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 今の御議論は御尤もであると存じます。そこで我々は考えなくちやならんことは、いづれにいたしましても、警察官にしては特務局員にいたしました。これは国民の協力を私は待たなくちやならんと考えております。根本はそこであらうと思つております。如何に権力を持つておつても、国民の協力がなければ、その権力というものは本当に公正に行われん。又は曲つて法が用いられるということになるのであります。一言で言へば愛せらるべき警察官であり又調査官でなければならん、こう考えております。それにつきましては我々は今後十分に注意を払いまして、少くとも国民の支持を得られるように取計つて行きたいと、こう考えております。今後におきましては、我々は全力を挙げてさういふ方向に持つて行きたいと、こう考えておる次第であります。

○片岡文重君 ちよつと関連して。今の問題で関連をして私お尋ねしたいと思つております。この破壊活動防止法案は、政府としてはいつ頃から実施を希望しておられるのか、もとよりこの本院で可決された直後に、成るべく早い機会にということを考えてられるのであります。いつ頃から実施をされるお氣持を持つておられるか、その点を一つお伺いしたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) 御承知の通り只今機構の改革の案が出ております。それで機構の改革と同時に相俟つてこれを発足したいと、こう考えてゐる次第であります。

○片岡文重君 そうすると機構改革が行われてこの法律を実施をするという機会、時期、その見通しは大體いつ頃になりますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 今年の七月一日であります。

○片岡文重君 七月一日から実施をしたいと思います。御希望であります。今日(十六日)といふことになりまして、このあと何日も日がないと考えられますが、それについて今までの法務總裁並びにその他の政府委員各位の御

で、そういう点を明らかにして頂きたいと思つて伺つた次第であります。

○國務大臣(木村篤太郎君) 誠にその通りでございます。さうなことは断じていたしません。

それから最後に大衆団体等の槍のついておる旗が凶器となるかどうかという御質問……。

○羽仁五郎君 一応簡単に私の申し上げた点を申し上げますが、いわゆる武力を以て活動する団体の旗には槍がついていないのが原則であります。国旗とか軍旗とか……、さうして武力を持たない団体の旗といふものは槍がついておる。これは日本ばかりではございませんで、世界全体の長い伝統に基いておる。従つていわゆる組合旗或いは学校の旗その他平和な団体の旗には槍がついておる。このことについては歴史的にも、又法律を超えた慣習の上からも、深い伝統があり、又その意味があり、これは尊重せらるべき理由があると思ふのであります。その旗を持つておる旗手がその団体を指揮し、その旗手の下に団体行動が平和に行われる。若しこれが尊重されないとなりますと、団体交渉で誰と交渉していいかわからないということになります。議會などで、最近などは裏門で旗を持つて入ると、一々その旗を調べる。従つて細いひよろ／＼したような竿に旗をつけて来るよりしかたがない、こうなると旗が尊重されず、団体活動の秩序が失われるような虞れがある。又組合旗なり校旗なり、団体旗の先についておる槍を凶器として使用するということは、良識ある団体はなさないと考えてありまして、従つて政府の原則としてのお答えとしては、その組合旗、

学校旗、団体旗などの先についておる槍といふものは凶器とみなさるべきでないというようにお答え願ひておくことが、この団体活動又団体交渉などが常に正常に保たれる、原則的な意味において願ひしいことではないかと思ふのであります。これは余談に亘つて恐れ入りますが、御承知のように封建時代の日本の女性が懐刀といふものを持つた。これは凶器といふものには決してみなしてないものであります。これは凶器として用ゐるならば用ゐることのできるでしようが、併しお互いに自己の節操を守るために懐刀を持つておる。これにはなにか／＼高い意義があると思ふのでございまして、これは如何なる法の上にも立つところの尊い慣習である。これを法の下に置かれるということは納得しがたいと思ひますので、その点高遠なる識見を伺つておきたいと思つたのであります。

○國務大臣(木村篤太郎君) 凶器の定義につきましては、すでに只今の最高裁判所の前身であります大審院において下されておるのであります。そこで旗についておる槍、これが凶器になるかならないか、もとよりこの大審院の判例そのまゝを見ますと、これは凶器という定義を下すよりほかにないであります。併し今羽仁委員の仰せになりましたように、凶器であつても、それが直ちに人を殺傷するとは限らないのであります。只今仰せのように、昔の婦人がいわゆる懐刀を持つて、常に自分の節操を守つておるといふ、このようなものはそれ自体凶器でありまして、その使用方法について何ら凶器の役をしないのであります。

今の旗竿の問題でありまして、普通団体が行進或いは学校その他の団体の象徴として持つ分においては、直ちにそのみを以て私は凶器であると言ふことはできないと考えております。本来の姿そのものについては凶器であるかと考えます。併しその使用方法については、凶器としての取扱ひを受けべき対象にはならないと、私はこう考えております。

○羽仁五郎君 その点については、なお一般の団体活動の取締の場合に、一その旗を調べて、先に槍がついておれば外されるというやうなことが間々行われておるやうであります。只今の法務総裁の御答弁が徹底すればそういうことがなく、法の上に立つ長い尊い習慣といふものが尊重せられるであらうと確信して満足するものであります。なおその他の点につきまして、土曜に伺ひました点で、政府委員から一応の御答弁がございました。或いは私としてはその点についても総裁から更に重ねてお答えを頂けると思つた問題もあるのですが、今のお言葉ですと、只今の旗竿の槍の問題が最後やうでございしますが、さうでしようか。

○委員長(小野義夫君) 何か残つておりましたか。

○羽仁五郎君 それでは簡単に申し上げますが、さつきお答え下さいました中に、秘密活動はやらせないというお言葉がございました。それに結びきまして、いわゆる機密費の問題について伺つておいたのでありますが、これは特に大内兵衛教授のやうな財政学の權威から私などに伺つて、特にこの点の政府の所見を明らかにしておいてほしいと

言われます。これは御承知のように、戦前には内務省の機密費といふものが実に害悪を流しました。従つて政治警察といふものが恐るべき威力を發揮しまして、節操ある政治家が進退に窮せられるといふことになつた。その端緒を作つてはいかん。特に大内先生は、藤井蔵相や高橋蔵相とかいふやうななかたが、軍の機密費のために命を落された、ああいうことをどうか繰返さないでほしいといふことを含めまして、今後公安調査庁の予算といふものについて、どうか機密費の端緒となるものを開かれないやうに万全の努力をして頂きたいといふことであります。

これについてのお答えを頂戴したい。それに結びきまして、公安調査庁が、仮に本法が成立いたしましたして発足された第一の仕事として、特審局時代にかく新聞その他世論の批判を受けられたやうな活動、人権蹂躪をしたのではないかとやうな、或いは偽特審局員が九州大学に侵入したといふやうな事件、それからもう一つは、特審局の予算について非常に私ども不愉快な事件を耳にしております。一々名前を上げませんが、場合によつては前法務総裁の名前なんかも出たりいたしました。それらを我々も公安調査庁設置法案の審議で、本来でありますれば秘密会にでもして頂き御説明を伺うべきはずなものであります。時間も切迫してさういふやうなことを許して頂くことも不可能かも知れませんが、そこでお願いとして、第一は今申し上げたやうな機密費は絶対にこしらへない。第二には、過去における特審局の活動について、又予算について問題のあつた点については必ず調査をなさつて、そ

の原因がどこにあつたかを明らかにせられ、将来にそうしたもの再び起らないやうに努力をするといふことをお約束して頂ければ有難いと思ひます。さういふお願いをしたのであります。が、如何でございしますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 只今のお言葉私も至極御尤もと思ひます。こういう仕事を上において徒らに世間の疑惑を招くやうなことがあつては相成りません。私は自分の在職中に限りましてはさうなことは一切にしないといふことをここで断じてお誓ひいたします。将来に向つては国民の信頼を得なければならぬ、これは大事であります。特審局の方面において国民の信頼を失うといふことは一番慎まなければなりませんから、これらの点については十分な私は注意をして行きたい、こう考えております。

○羽仁五郎君 そうすると、お述べになりました機密費の端緒となるやうなものを発生させない、それから又過去において特審局の活動に關し、又特審局の予算使用の事情について、世間の批判があつたものについては十分の御調査を下さるやうなふに御約束下さつたといふやうに伺ひます。それから次の問題は、極く簡単に申し上げますが、共産党の問題なんですけれども、一言で申し上げますと、共産党といふものを、何ら直接の關係のない犯罪事件といふものと結付けてこれを解散する、これを非法化するといふことが本法によつてなされるのではないかとやうなことが一般に一つの不安を感じさせている。これは御承知のやうにナチスが政権をとりまして、最初にやつたことが共産黨員の一人を買収し

○羽仁五郎君　それからもう一つは、これは常に言われていることでありまして、共産主義、共産党に対する恐怖心というものが、とかく共産党に対する対策を誤る点において恐るべきものがある。共産党を余りこわがつてその

は許さるべきでないという点についてはお答えを頂いておきたいと思います。

○国務大臣(木村寛太郎君) 組合の活動と秘密フラクション活動とは私は別物のもと、こう考えております。フラクション活動においていわゆるこの法

ようとしている、発行しているとこ
ろの機関紙、それを差止めるといふこ
とが私は先ず第一にとられることで、
これは今の憲法違反という問題もよほ

○羽仁五郎君 最後の問題ですが、今
の問題は、それはこの規制が例えば集
団行動を規制する、或いは機関紙を制
限するため更に進んで団体を解散して

そこまで行かないにしても、公安調査庁長官が責任をおとりにするということは、私は本法の建前上必要じゃないかというふうに伺いました。大抵政府

委員からも同意の御答弁がございました。その御答弁が、法務総裁としてはどんなふうな御答弁になつておられますか、その点。

それからいま一つは、この問題と関連しまして、この間まで本院において我々の同僚でありました細川前参議院議員に対する処置であります。これも検事局でどういつた犯罪の根拠なしというふうになつたのであります。然るにその間に参議院議員たるの地位を失つた。若し政府が真実誠意を以て国民に向つてこの民主主義を、投票によつて議會を通じてやる、これ以外に方法がないと考えるならば、どうか投票によつて自己の代表者を選び、それによつて自己の政治上の望みというものを實現するということをせよといふ、この国民の投票権を飽くまで尊重せられるということが、政府の真実の誠意であるといふに私は信するのですが、又私自身もそれを非常に深く願うものなんです。従つてそれが折角国民が数十万の投票、而我々の同僚松原一彦君の述べられたところによれば、恐らくこの細川君に対するところの投票には買収とか不正という投票は少い、却つていろいろな圧迫に屈せざる貴重な投票が多いのじやないかといふふうなまで考えられますので、私は特に共産黨議員に対して弁護しようとするものではないのでございまして、国民の投票権は飽くまで尊重して行きたいというふうに考えます。でこの点につきましても、もうすでに落んだ問題であり、或いはマツカーサーの命令である、その命令にそういかたが何されたという程度の御答弁ではなく、この問題についてはなお慎重にお考え

になる御意思があるべきではないかと思ふのでありますが、以上二つの点について伺わせて頂きたい。これは私の最後の質疑でございます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 只今団体規制について、裁判所で無罪の判決を言つた場合において調査庁長官の責任の問題の御質問であります。これは一に調査庁長官の政治的見解に基くものであらうと私は考えております。要は立派な調査庁長官を選任すること、ことに帰着するのではなからうかと、こう考えております。

第二点の問題につきましては、実は私は細川君の追放のことについては、事実その当時当局者でありませんからよくわかりませんが、あとで聞き及んだところによりますと、これはメモランダム・ケースとして司令部の処置に出たもので、こういうことであります。仰せのごとく細川君は多数の輿論を担つて代議士に當選されたので、その地位を尊重すべきはもとより当然であります。私といたしましては、今後日本が独立国家となつたのでありますから、議員の地位、これは最も尊重すべきものであると考えております。従いまして今後におけるさうな問題につきましても、断じて細川君のような轍を踏まないようにいたしたいと、こう考えております。

○吉田法務卿 ちよつと質問を始めます前に御都合を伺うのですが、先ほどのお話では法務総裁は午前中……こういう委員長の御話でありましたが……

○委員(小野義夫君) 速記とめて。
○委員(小野義夫君) 速記とめて。
○委員(小野義夫君) 速記とめて。

○委員(小野義夫君) 速記始めて。
○吉田法務卿 それでは第一点はこの

法案についての根本的な態度でありすが、その後学界或いは宗教界等を含めまして、この法案に対する反対の意向は更に拡まつております。で実は今日も関西のほうから私の恩師も出て頂いて、全然中立な学者として、学徒としての、この法案について濫用の必然性を感じ、この法案に反対をせざるを得ない、出直しを願わざるを得ないという御意見を持つて来ておられます。或いは御承知であるかと思ひますけれども、九大はもとよりのこと、西南学院というふうなミッション・スクールにおいてさえも先生それから学生共に反対の決意をいたしておられます。それらの決議或いは主張を聞いておりましたも、この法案の成立の過程が或いは十分であり、それから出て参りました法案についても、私も研究すればするほど濫用の必然性を持ち、国民の基本的な権利、義務、特に思想の自由或いは學問の自由、或いは信教の自由さへも制限するのではないかと考えられるのであります。参議院の審議もだんだん進んで参りましたけれども、法務総裁として英断を以てこの法案を撤回すると申しますか、或いは練り直す御意思はないか。私は輿論に鑑み、そして中正な意見を持つておられるかたたちの心配と意見とに鑑みて、これだけの反対があるのかかわらず、国会がそのまま無理をして通すということ、これは政治或いは国会に対する信頼に關係するというのを考えまして、その点を更にお尋ねをするわけでありすが、法務総裁の従来通り一片の御答弁でなくて、深い考慮からする御答弁をお願いしたいと思ふのであります。以上であります。

○國務大臣(木村篤太郎君) お答えいたします。私は現下の情勢に鑑みまして、この法案は絶対に必要であるという確信を持つております。従いまして撤回の意思は毛頭ございません。いろいろの方面からこの濫用の点についての御議論があらはれるが、それでは如何なる点について濫用の虞れがあるのか、もう少し具体的に各方面の私は御研究に相成つて然るべきものであらうと考へております。今申されましたところは、社会が全部反対というふうなことであります。私の見るところではさうではありませんが、これに對して相當な必要性を強調しておられた人もあるものであります。我々の手許においてさうなことを言つて来る者が多数あります。従つてこの法案の必要なることについてのもう少し具体的事情がわかつて来れば、只今反対されておられたことも恐らくその必要性は認識されることであらうと、私はこう考へております。この法案によつて、學問の自由なり思想の自由が圧迫されるという懸念があるというふうなことを申されましたが、さうな点がどこにあるのであらうかと私は不思議に思ふくらいであります。断じて學問の自由、思想の自由をこの法案によつて抑制しようというふうなことはないのではありません。ただ、現下の治安情勢に鑑みまして、殊に日本の憲法に規定されまして、國家の基本秩序を維持し、或いは刑法に規定されました兇悪犯罪をなそうとするような暴力主義的団体を規制しようというのであります。決して學問の自由なり思想の自由なりを抑制しようというふうな意図もなければ、又この法案によつてさうな結果を生み出されないということを私は深く信じておるわけであります。さうな次第でありまして、この法案を撤回する意思は毛頭もないということ、私は申上げておきます。

○吉田法務卿 例へば學者につきまして、或いは学徒について、どこに濫用せられる虞れがあるのか、勉強せられるならば理解せられるであらうと、こゝう御答弁でありますが、その中身は詳しく申上げる必要は私はないと思ふのであります。先般法務委員と学校の先生がた、或いは總長を交えて行いました懇談会の内容についても、出席された政府委員から聞かれたと思ふです。これは或いは憲法をやり或いは刑法、行政法をやつておられる専門家のかたがたが具体的に指摘をして論述になつたのであります。その後或いは国会に文書等を以て申出られておる点もあると思ふ。併しこれは国会の、或いは参議院の院内の空氣からいたしまして、少くともこの点はこう直してもらわなければならぬという意見でありますけれども、併し破壊活動防止法案がこゝままでいいという意見は殆んどございせん。これは學術審議会の速記録を見られても明らかでありますけれども、或いは東大の先生がたにおかれまして、學術審議會で意見を吐かれることはとにかくであるけれども、破壊活動防止法については反対であるという点は、これは名前は挙げませんが、けれども、東大の諸教授にしてもさうであります。意見の出し方については、何と申しますか、非常に遠慮をし、或いは礼儀を以て国会なり或いは政府当局に言つておられることは、これはお認めにならうと思ふのであります。

けれども、法務総裁の今の言葉は、これは或いは学者諸先生についてはその言い分を強いるものだと考えるのであります。賛成をしておる者もあるというお話でありますけれども、先般の公述から見ても、賛成を無条件的にしたという人は極めて稀であつたことは、これも御承知の通りであります。議論はいたしませんけれども、今の法務総裁の御答弁では、深く考えをうして反省をするという点がない点に極めて私は遺憾の意を表したいのであります。この点につきましてはこれは論議になりますから省略をいたしました。私は法務総裁の善意は信頼いたしますが、更に一層の御反省を切に願ひをいたしたいと考えるのであります。

それから二点は、この破壊活動防止法関係法案のほか、いわゆる治安立法として出ておりますものが現に集会、示威行進の秩序保持に関する法律があり、或いは労働法につきましても、緊急調整制度を含みます治安維持の観点からする労働法の改正が考えられておる、或いは国会に法律法が出ておるという事実がございますが、更にいわゆるゼネスト禁止法、それが非常事態に即応する法律といったような構想で考えられておるということでありました。が、このいわゆる治安立法における破壊活動防止法以外の構想についてこの際承わつておきたいと思うのであります。

○國務大臣(木村篤太郎君) ちよつと今の御質問の趣旨が受取れませんが、今政府におきましては警察法の一部改正と集団行進の秩序保持に関する法律案を提出いたしましたので、すでに両案は

衆議院を通過いたしましたので、只今参議院に回付されておるような次第であります。この二法案もいづれも我々といひましては必要欠くべからざるものとして提案した次第であります。ただ破壊活動防止法案とは関連性はありません。前々からかような法案の必要性を我々は認めておつて、その作成に努力しておつた次第であります。

又労働法の改正につきましては、これは現下の労働関係から、労働省においては是非必要であるという観点から立案されたのであります。破壊活動防止法案とは何らの関係はないということを上上げたのであります。なおこの労働三法の改正は、必ずしも治安の維持のみを目的とするものではないと私は考えております。いわゆる労働関係の調整とすることが主なる点であると考えておる次第であります。

○吉田法務大臣 一点御答弁が落ちましたが、いわゆる治安立法として從來ゼネスト禁止法という名前でも呼んだものにつきましても、木村法務総裁は、新聞その他で、或いは本会議の答弁でも、私の質問に対しても、そういう法律を制定する用意をしておると、こういうお話であります。その後新聞の伝えるところでは、戒厳令と申しまするか、或いは非常事態に即応する法律のような構想を以て立案されておる、こういう御意見或いは御意図が発表せられておりました。が、そういう点についてはお御答弁を願ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) このゼネストによつて一般国民の経済並びに生活が不安に陥れる場合に対しての処置についての法案、これについての一応の立案はしております。併しなが

ら今申されましたような一般的の非常事態に対処するべき法律案、そういうものは考えたことはありません。ただいわゆる世間で言うゼネストに対する法案そのものについては、構想を持つて立案しておる次第であります。

○吉田法務大臣 曾つての治安維持法が存在した時代には、この種の法律として治安維持法或いは治安警察法或いは新聞紙法、或いは出版法、或いは陸軍刑法もございまして、軍機保護法等が揃つてこの役割を果したのであります。破壊活動防止法の中身においては若干の違いはございすけれども、その治安立法たる性質、或いは破壊活動防止法の対象が左右を問はずと言われましても、法務総裁の説明を以てしましても、イデオロギーに関連する破壊活動云々ということ、共産党を目標にした法案であることは、これは從來はつきりしておりました。けれども、殆んど常識で考えられるように表明をされて参りました。大体治安維持法と本質的には同種類のものであると考えられます。それから集会、デモの秩序保持に関する法律は、或いは臨時では無いけれども知れませんが、監獄等は解散し得る臨監にひとしいものが復活するといふ意味において、或る意味において元々の治安警察法を復活する役割を果すのではないかと考えられる。先に刑事特別法で軍機保護法に代るべきものが復活したのであります。残つておるものは新聞紙法或いは出版法が残つておるだけだ、こういうことさへも考えられるのであるが、出版或いは新聞紙に対する政府或いは法務総裁の御所見を承わりたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 只今吉田君のお言葉によりますと、この破壊活動防止法案が如何に治安維持法と類似するようなふうなお言葉であります。これは私がしばしば申し上げましたように本質的に異つておるのであります。十分同者を御検討下さればその間の根本的に差異があることが御了解願ひえらるゝと私は確信して疑ひません。

警察法の問題であります。この警察法の一部改正は、決して昔のいわゆる警察の一本化を考へておるのじやありません。ただ最終的の治安についての責任者、これは先づ総理大臣であります。取扱つて行く者ととの関係を明らかにするために一部を改正したものであります。決して今申されたような立場においてこの警察法の一部改正は立つものじやないといふことを申し上げておきます。又政府におきましては出版法、新聞紙法その他についての処置はどう考へておるかということでありま

○吉田法務大臣 治安維持法と破壊活動防止法案の差異と同一性についてここでは論議はいたすべき場合ではないと思ひます。ただ反駁がございましたので一言申述べますが、行政処分が中心になつておるが、刑罰規定もある。初め治安維持法の場合に、これは刑事特別法であつたことは間違ひございません。併しなからその使命とするところが治安立法と申しますか或いは治安警察を復活するといふことは、これは法制意見長官、木村法務総裁同席の下において認められたのであります。先は

ど法務総裁の言葉を引いて、イデオロギーに繋がる破壊活動を対象とする云云といふことで、その点についてもこれは同一性を法務総裁みずから認められたものだと私は信ずるのであります。細かな議論は省略いたします。

お尋ねをいたした第三点は、曾つて私は警察予備隊或いは海上保安庁の警備隊が軍隊であるかどうかという問題に関連して、木村法務総裁のこれは個人的な御注意を喚起したことがございすけれども、現在十一万の警察予備隊が更に或いは十五万とか十八万とか、将来三十万に増大するという計画さえも伝えられておるが、仮に只今の警察予備隊の人員が十一万といひまして、その中で旧士官或いは旧将校と申しますか、一万二千程度の幹部を養成して参りますならば、この旧士官がその人間性において、或いは指揮能力、或いは戦術の面において他を圧して指導権を握ることはこれは誰の目にも明らかであります。そうしてこの警察予備隊の中における士官が一つのグループ、或いは一つの力を持つならば、これは或いは政府や或いは木村法務総裁個人の善意にかかわらず、旧軍部の復活が行われるであらうし、或いは旧軍部でなくとも、その中の人たちが警察予備隊なり、今後増強して参る自衛力を引摺つて行くといふことは、これは設置した人、或いは政府の意思如何にかかわらず、引摺られて参るということを上上げたことがございす

が、ここで警察予備隊と旧軍部の復活について申し上げようといふのはございせんけれども、この同じような危険性を治安警察を担当する部門において、言い換へますと今の特務局、将来

の公安調査庁においてお考えにならな
いかという点をお尋ねいたしたいので
ございます。警告を発する意味におい
て申し上げたいのであります。

特審局がどうしてできたかというこ
とは私が今更上げるまでもございま
せん。この特審局が共産党の八幹部の
逮捕困難によつて増大をいたしました
講和後の治安維持と申しますか、使命
遂行のためにここに五百名程度であり
ますけれども増大をいたそうとして
おります。破壊活動防止法案の中に
も、或いは公安調査庁と警察と協力を
する、こういうことによつて予算もこ
れは殖えて参ります。或いは四億程
度の庁舎の新築その他の必要も認めら
れておるわけでありますが、だん／＼
殖えて参りますという、例えば最初
目的にいたしました破壊活動の取締と
いう名目によつて共産党の破壊活動
取締るという先ず目的を持つておられ
るかも知れませんが、或いは治安維持
法の場合に当時の特高警察が共産党の
幹部を挙げて行つたら、だん／＼周辺
に及んで行つて、或いは労働運動をや
つておる者、或いは雑誌「労働」に立籠
つておる人、或いは企画院の役人
に及び、或いは治安維持法の提案理由
の説明をせられた若槻礼次郎氏をも例
外なしに、こういう比較的反ベラルな
人たちまでもこの法案によつて間接に
規制して行つたという過去の事実から
考えましても、或いはこれは昔のこと
でありますけれども、飯の種にするた
めに次々に仕事をこしらえて行くとい
う傾向がございました。一つの機構を
作り、そして拡大して参りますなら
ば、こういう弊害はこれは弊害にとど
まらず、必然性を持つて転げ出して参

ります。軍隊の時に申上げましたけれ
ども、転び出した雪だるまは途中で、
これは木村法務総裁等の善意にかかわ
らず、とめることができない、こうい
うことになる危険性はこれは十分お考
えになることだと思つております
が、この危険性について法務総裁とし
てどういう工合にお考えになつており
ますか、これは根本問題でありまし
が、明快に一つ御答弁をお願いいたし
たいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は吉田
委員の今のお考えは思い過ぎではない
かと考えております。我々も第一にこ
の法案の作成に當りまして十分に意を
用いたのは、この調査官に強制調査権
を持たせなかつた点であります。これ
によつて相當の濫用性は防止できる
と、今でもこれは確信は動きません。
そのほかに委員会の制度を設けた点そ
の他の点から見まして、この法案は十
分濫用を防止し得るものであらうと、
私はこう考えております。それから人
員の増大であります。これは必要止
むを得ざる程度において増員を図つた
のであります。これがためにこの機
構が膨大になるといふことは考えてお
りません。繰返して申しましたごと
く、本法案につきましては、先ず第一
に調査庁の機構について十分な考慮を
払い、そしてこれを運用する面にお
きましても慎重に取計つて行きたい、
こう考えておりますから、昔のよう
な弊害は私は起る余地はないものと考
えておる次第であります。

○吉田法務君 ないものと考える或い
は信ずるといふお話でありますけれど
も、過去の歴史は日本だけでなしに、
世界的に見ましてこういう種類の機

関、或いはこれを治安警察或いは思想
警察と申上げてよい点は、これは従
来認められて来たものであります。そ
ういふ機関がだん／＼大きくなつて行
く、そして弊害を生ずることは、これ
は歴史の示すところでありまして、強
制調査権を持たんから、それだけで弊
害、濫用は起らん、こういうお話では
納得が行かないので、もう少し具体的
に、こういう方策を講ずるから、或い
は法文の上にこういう措置を講ずるか
らだん／＼大きくなつて行くことがな
い、或いはそれによつて濫用が起るこ
とはない、こういう明確な答弁を頂
かない限り、法務総裁の善意だけでは
私も安心をするわけには参らないの
であります。特に今の御答弁を聞いて
おつて思ひ出しますけれども、これは
前任者のことで恐入りますけれども、
前法務総裁大橋氏は、幾ら骨抜きにさ
れても橋頭堡をこしらえておくなら
ば今後の何と申しますか、修正案或い
は改悪は易々たるものであるという意
向を漏らされたことは、これは御
承知のところであると思ひます。恐らく
この法律を實施してみても都合が悪けれ
ば、或いは調査権の問題にいたしまし
てもその他の問題にいたしましても交
つて参る。このことは前法務総裁だけ
でなしに、木村法務総裁といへども、今
まで木村法務総裁の言われて参りまし
た、或いは私どもの質疑と討議に対し
て答弁せられましたものは、善意に大
半は認めます。木村法務総裁が善意に
基いて答弁しておられることは認め
るのでありますけれども、細目に亘り
ましてはこれは特審局の意見以上には
出ない、具体的な方策については特審
局の意見以上には出ないと思ひます。

従つて法務総裁の善意が今後どれだけ
保証されるか、これは法案の中に、或い
は法案の本質の中にはつきり出ない限
りこれは保証し得る限りではないとい
うことは私ははつきり申上げることが
できるので、自分の目の黒いうちはそ
ういふことはいたさない、こういうお
話でございませうけれども、木村法務
裁が何十年も法務総裁をやつておられ
るわけではございせんし、恐らくで
きました機構は、或いはできました法
律は一人歩きして参りますが、その一
人歩きをして参ります法律について、
或いは機構について、それはただ絶対
にさせないんだ、これだけでは何の御
答弁にもならんと思ひます。具体的に
その点を法案のほうでどうするか、或
いは機構のほうでどうするか、この点
を承わりたいと考えるのでございま
す。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私はし
ば繰返して申しましたように、この
法案自体が昔の思想警察を復活させる
ようなものでは断じてないといふこと
を申上げました。その理由は、この法
案において規制する団体は如何なる団
体であるかといふことはつきりさせ
ておいてあるのです。これは三条を御
覧下されば極めて明瞭であります。い
わゆる日本の国家、基本秩序を破壊せ
んとするやうな暴力主義的団体及び刑
法に所定されておるやうな犯罪行為を
目的とするやうな破壊活動団体、これ
を規制しようとするのであります。
そのほかに意図はないのであります。
簡単に申上げますれば、その思想の右
と左たるを問はず、いやしくも暴
力を行つて日本の基本秩序を破壊す
るといふやうな団体を対象とするので

あります。それ以外に人の思想を取締
るといふやうなことはこの法案のどこ
にもないのであります。この点におい
て十分に我々は考慮を払つたのであり
ます。いわゆるこの法案の対象を絞
りに絞つてこへ持つて来たのであり
ます。曾つて考案されたやうな法案とは
およそかけ離れたものであらうと我々
は考へております。而もこの法案の突
施につきましては先刻来申しましたよ
うに、調査官については強制調査権を
持たせない、そして行政的に最後の
段階は極めて民主的に行政的に行わ
るべき委員会制度を設けることによつて決定さ
せるといふ手立てをとつておるのであり
まして、我々は昔の治安維持法なるも
のとおよそ本質的又具体的にその内容
を異にしておるものと、こう考えてお
る次第であります。

○委員長退席 岡部常君委員長席
に着く

○吉田法務君 法務総裁の善意にか
わらず、今までの質疑或いは憂慮に
よる発言といふものについて法務総裁が
考慮を払われなかつたことについて極
めて遺憾の意を表するものでありま
す。第三条に規定されておるところの
ものは、或いは内乱であるとか騒擾で
あるとか、木村法務総裁の言葉を以て
言いますならば、危険中の危険の行動
を規制するだけである、こういうお話
でありますけれども、今までの質疑応
答の中で明らかなやうに、この法律に
よつて地下に潜り込んだ共産党に何ら
これは手を触れ得るものではないだろ
う、これは政府のみから認めておると
ころであります。言い換へますなら
ば、答弁のお言葉によれば破壊活動の
事前段階で規制する、これがこの法律

第四部 法務委員会會議録第五十七号 昭和二十七年六月十六日【参議院】

の主な目的である、条文について言いますならば、三条の「イ」そのものが問題でなくて、「ロ」、「ハ」が、これは政府の説明によつても一番動くところであり、或いは二号にいたしまして「イ」から「チ」に至ります法務総裁の言われる騒擾、放火、殺人或いは強盗を危険中の危険の行動ではなくして、その最後にあります「ヌ」の予備、陰謀、教唆、扇動、政治的目的を持つた「イ」から「リ」に至る行動の予備、陰謀、教唆、扇動が主として対象になることはこれは明らかであります。そしてこの中味に入りますと話が長くなりますけれども、衆議院の答弁等から見ましても、その点は明らかになるし、今法務総裁の否定にもかかわらず、学問の自由等が影響を受ける点、これは明らかであります。

そこで関連いたしまして一応具体的な例を挙げますけれども、これは或る学説或いは事実の紹介とそれから意思という問題について衆議院で、これは古島義英議員の質問に吉河局長が答弁しておられるところでありまして、こういふことが書いてあります。

「文書に書かれた内容が執筆者の意見として発表せられていふことが、内容である。」「自己の意見として現実日本において革命が行われることの正当なことや、あるいは必要なことを主張した文書を印刷し、その印刷物を受取つて頒布したりするようなことは、一切この罰則に触れる行為である。」「この御説明があつて、例えば歴史学或いは政治学を取扱つておられる学者のかた々が西欧の歴史を書けば、これはフランス革命の必然性にも触れなければならないし或いは人権宣

言の内容にもこれは触れなければならない、或いはアメリカ独立の経緯にもこれは触れなければならない。そういう事実の列挙或いは社会の変化の必然性について書くことがこの法律に觸れるのではないか、こういう心配に對して、これは再び繰返しませんけれども、衆議院で述べられました質疑と応答の中にもその危険性はつきりこれは見得るのであります。あとの吉河さんの答弁をここで更に繰返すことはいたしませんけれども、この点については私が指摘しましたように、衆議院での質疑、そしてその中に自由党の議員の諸氏の質問に答えては、單なる紹介或いは事実の報道といふことも、その中に意思があるかないか、こういうことで若干拡がつて参つておる印象を答弁の中から窺うのであります。今までの政府の答弁を聞いても、この点については心配がないと、こういう場合に更に確言をせられますかどうか、更に木村法務総裁重ねてお答えを願います。

〔委員長代理閣部常務君退席、委員長着席〕
○國務大臣（木村篤太郎君） 政治学者或いは歴史学者がフランス革命なり或いはアメリカの独立戦争なんかについてその正当性を論ずることは決してこの法案の対象とするものじやありません。要するにこの法案は第三条において明らかにしておりますように、「この号に規定する行為の実現を容易ならしめるため」、「実現を容易ならしめるため」、こういうことになりま

す。いわゆるこの日本の基本秩序を暴動によつてこれを顛覆せようというその具体的な行為の実現を期するため

にこれをやる場合にするのでありまして、外国の実例を言つて、その内乱、革命の正当性を説いたところで、具体的に日本の基本秩序を暴力によつて破壊しようじやないかというその目的で或る種の意圖を文書によつて發表したといふことは極めて明瞭であります。

○吉田法晴君 それではもう一度ここで讀上げることは省略したほうが適當かと思ひますけれども、衆議院における吉河さんの御答弁によると、今の法務総裁が言われる暴動と申しますか、或いは別な言葉で言へば破壊活動という行動であります。それからいふて意思だけが述べられております。或いは最後は「意見」をまた紹介する。援用

支援するやうな紹介は、一括して主張になる」といふことが述べられておりますが、この答弁は取消されますか、法務総裁としてここで取消すといふことをはつきりおつしやう、或いはそれらの点を第三条の解釈としてか、或いは明文の上ではつきりせられますならば承いたしますけれども、衆議院での答弁を以てするならば、その点については食い違ひがあるか、或いは不十分であるといふことは明らかであります。

○政府委員（吉河光貞君） 私の名前が出ましたので私から簡単に答へたいと思ひます。衆議院におきましては、私といたしましては、その実現の正当性は必要性を主張した文書、その内容が論議になつております。で、主張したといふことは、この文書の執筆者が自己の意思として意見として述べたことである。その実現の

正当性又は必要性とは、日本において現実に内乱が行われること、又は行ふことの正当なことや必要なことを述べたことである。外国の革命或いは外国の歴史等を單に紹介するといふやうなものはこの条項には当てはまらない。外国の革命の歴史的事実を利用いたしまして、これを援用して日本において現実に革命が行われること又は行ふことの正当なことや必要なことを主張した場合においては、この文書の内容になる、かように答へていふのであります。

○吉田法晴君 大体吉河局長の答弁の趣旨でこれは答弁せられたものと了解することについては一応私も了解しないことではないのであります。連記録に載りましたところではその点は明らかにしたものではありません。で、特に紹介をしたものがどうなるのだ、こ

ういふ意味において自由党の綴治委員の重ねての質疑に對して、だん／＼譲歩せられたと申しますが、後退せられた感じがそこでするわけでありまして、もう一遍讀んでみます。「この実現の正当性、必要性を主張した文書を頒布する、あるいは印刷する」といふ場合には、そういう行為者が革命が実現されることを容易ならしめる意思がなければなりません。その場合に、今の御答弁のような、日本において内乱、その中において朝敵暴乱だけでなくて暴動という行為も含む、こういう点は入つておりません。「革命が実現されることを容易ならしめる意思がなければ

なりません。そこでここでの吉河さんの御答弁を聞いておりますと、朝敵暴乱の目的、主目的な要素が中心になつて、そして言われるやうな暴動或いは殺人、傷害等の行為、或いは兵器の使用、こういったやうな行動は少くとも答弁の中には出ておりません。なお最後には意見を紹介するといふ点がこの破壊活動防止法の適用をせられるかどうか、こういう自由党の議員のかたの質問に答えて、「援用支援するやうな紹介は、一括して主張になる」と、従つてこの衆議院での答弁だけを見ますといふと、内乱の中にも朝敵暴乱或いは革命の実現されることを容易ならしめる意思といふ言葉でありますけれども、これではフランスの例或いはアメリカの例等から、そういうものが必然であるといふこと、それが今の御答弁によると、日本において必然或いは必要である、こういうことにならなければというお話でありますけれども、その辺があいまいになつておつて、一応引用することが、或いは歴史的事実を挙げるということが使用援用になる、こういう解釈にとられる、少くともその連記録そのものを讀めば廣くこれは何人といへどもお認めになると思ふ。お手許に連記録もあるようであるといふことはお認めになることである。これは法の運用の本質的な問題であります。木村法務総裁に申し上げるのは、この法律の解釈が行政機関によつてやられるといふことも大きな心配の一つでありますけれども、それに持つて来て今のような御答弁があつた

のでは、外国の事実或いは意見の援用が日本においてその必然性或いは必要性を主張した文書として取扱われる危険性があると思ふが考えますのが、それが単なる杞憂であるかどうか、これは法務総裁お考えになつて明らかだと思ひます。それらの点に基いて御質問をしておるわけですが、重ねて一つ御答弁をお願いいたします。

○政府委員(吉河光貞君) なお私から少し補足したいと思ふのでありますが、この私が衆議院で答えておる、古島委員の質問に対しては、「この実現の正当性、必要性を主張した文書を頒布する、あるいは印刷する」という場合には、そういう行為が革命が実現されることを容易ならしめる意思がなければなりません。これはこの文書の内容について論じているのではございませんので、そういう文書を頒布したり印刷する者自身に、日本において現実に内乱が行われたり、行ふことを容易ならしめる意思がなければならぬという点を指摘したものでございませう。それから古島委員の御質問に対しては、私といたしましては、文書の内容につきまして、文書全体の趣旨からそういうことの必要なこと、或いは正当なことがはつきりと打出されている、又紹介については、これを利用して、一括して主張になるものと考えております。かように答弁申し上げておるのであります。

行われ或いは行うことの必要なこと、或いは正当な自己の意見として打出すというものでなければならぬ。この場合に外国の革命の歴史的事実を利用したるような場合には、一括してこの文書の内容になるというようにお答えしているはずであります。

○吉田法務卿 法務総裁の御答弁も要求したのでありますが、特務局長からは手許に速記録全文を持っておりますけれども、吉河局長に重ねてお尋ねをする。この答弁で十分であるという点はお認めになるかどうか。

それからもう一つ、意思の問題であります。その意思を何によつてこれは判定されるのか。恐らく文書なら文書で判定せられるしかならうかと思ふのでありますが、その意思の判定の方法をお伺いしたいのであります。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。これは結局具体的な事実認定の問題になると思ふのであります。すべて行為者が持つていける目的を何によつて認定するか、具体的な各般の証拠に基づきまして社会的に合理的な判断がなされなければならぬ。具体的な場合におきましては、いさゝか証拠がここに採用されるものと考えております。

○吉田法務卿 具体的に合理的にというお話でありますけれども、これはもつと具体的に議論をしなければならぬ例を、これは例をどうも法務総裁にお尋ねしたのであります。法務総裁は先ほどの私の質問に答えて、法務総裁の言われる内乱とか殺人とか、そういう危険中の危険の行動だけを対象としているので問題はないという御答弁で

ありましたけれども、今の話を聞かれましてもそういう心配は絶対にないと言われましか、重ねて伺いたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は確信しております。今吉河政府委員から論じましたように、この条文の解釈からいって、これを拡張解釈できる余地はないのであります。要するに内乱を具体的に発生せしめることの容易であります。決してその人の思想がどうであるかどうであるかというふうなまで立入る問題ではないのであります。その点から見て、私はこの法案の趣旨を十分理解すれば、濫用の虞れはないということと申されるところであります。

○委員(小野義夫君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(小野義夫君) 速記を始め

○羽仁五郎君 先ほど法務総裁の懇切な御答弁を頂いたのでありますが、その際にもちよつと政府側の御意見を伺つておきたいと思ひます。土曜日に政府委員から御答弁を頂いたのと、それから本日法務総裁から御答弁を頂いたのは、矛盾する場所はないというふうには思ひます。それでよろしいかどうか。その点は、若し土曜日に御答弁を頂いたのが、本日法務総裁の御答弁によつて覆されてゐるのだというところが若しありますと、私はその点について更に又伺わなければならぬので、そういうことはないと申すに確信してよろしいでしょうか。即ち土

曜日に政府委員からお答え下さつた御答弁は、本日法務総裁の御答弁によつて確認されたのであつて、覆えされたものではなかつたか、如何でございますか。

○委員(小野義夫君) 私もその通りと思ひます。

午後零時三十九分休憩

午後二時十五分開会

○委員(小野義夫君) 休憩前に引続き委員会を再開いたします。片岡君に発言を許します。

○片岡文重君 これは意見局長官に一つお尋ねしたいと思ふのですが、聞くところによりますと、この破壊活動防止法案並びに附帯されてゐる二法案に対して労働組合の諸君が反対をいたしまして、世論の喚起に努めておられます。この反対運動に対して選挙管理委員会から、これは政治運動であるから、政治資金規正法による届出をすべきである。それをしなければ同法で定める違反として処罰をするというところが強く示達されて、大阪、北九州等においては非常に困つてゐるというのを聞いたのであります。これがこれに対して意見局としてどういうふうにお考えになつておられるか。

○政府委員(佐藤達夫君) 私もそのことを新聞で見まして、こういう見解もあるかと実は考えたわけでありまして、けれども、それだけであります。我々は公けの立場において協議を受けたこととありませんし、意見を徴したこととありませんのですが、帰趨をまず見

守つておつて今日に及んだというのが正直なところでございます。その程度でございます。

○片岡文重君 そういたしますと、こういう問題に対して意見局として、公けに意見を表示するということではできないというところになるわけですが、その点よくわかりませんので、はつきり一つ御教示を頂きたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 私どものやつております仕事は、大体各省から、国の官庁から意見を、解釈上の意見を求められまして、それに対するお答えをするという立場でおるわけでございます。

○片岡文重君 そういたしますと、この委員会に御出席の際に、私なら私がこれに対して意見局としてどう考えられるかというところをお尋ねすることに対しては、官庁ではありまけんけれども、公式に意見を表明して頂くということはできないのであります。

○政府委員(佐藤達夫君) 申すまでもありません。政府委員たる立場においては、お尋ねがございましたら承知いたしております。限りはお答えしなければならぬと心掛けておるわけでございます。只今のお尋ねは別に選挙管理委員会当局者の意向を確かめたこととございませぬし、又連絡をしたこととございませぬので、この場でお答えすることとは差控へたいと思ひます。或いはあとで研究してお答えしてもよろしいと思ひます。

○片岡文重君 それでは大変お忙しい折で恐縮とは存じますが、至急一つお調べを頂いて、その事実がやはりなしや、ありとすればこれに対してどうい

うような措置をとるのが妥当であるか等、これに関連した点についてなるべく早く御回答を頂きたいということを願っています。

○吉田法晴君 私の本来の質問に入ります前に、今のに関連して一言意見を申上げて、政府の御反省を願いたいのですが、この破壊活動防止法に對します意見の表明或いは労働組合としてなす意見の最後の方法として実力行使によし得る最後の方法として実力行使による反対の意思が表明せられているわけでありますが、それに対して、政府として或いは労働省を通じて、このストは政治ストである、或いは政治ストは非法法であると申しますが、或いはは法の保護を受けないのだ、こういう政

府の通牒を出されまじたり、或いは今のように、これは別の機関でありますけれども、選挙管理委員会から、これは政治活動として、政治資金処理の届出をしろ、こういう通牒があつたわけでありませう。これは或いは法制意見局としては知らんということであるかも知れませんが、或いは法務府としても知らんということになるかも知れませんが、けれども、全体として政府の態度或いは意向が、それ／＼の機関を通じて明らかになつておることは間違ひがないと存じます。そして、その結果は、これは労働組合にいたしましても、こういう意見を表明することを制限しようとする意図ではないか、或いは活動を制限しようとする意図ではないかと考へてゐるので、そうしますと、残されてゐる方法はそれでは何か。午前中も法務総裁に質問をいたして参りましたけれども、民主主義的に許されてゐる表意の方法は、破壊活動防止法案についての反対の意思表示をすることが

合法的に許されませんならば、これの勢いの動きますところは或いは合法、非合法のすれ／＼のところと申しますか、或いは時には枠を踏み外すようなことにこれはならんとは保しりたいと思うのであります。そういう点で甚だこういう措置については遺憾の意を表します。問題は民主主義的にやつて行けるかどうかという基本的な問題に關連して參ると思うのであります。そういう点から私はこういう措置はやめてもらいたいと考えるのでありますけれども、法務総裁はおられませんが、どういう具合に考えられますか。意見長官代理で結構でございますから一つ御答弁頂きたい。

○政府委員（佐藤達夫君） お尋ねの趣旨が多少はつきりいたしませんように思いますけれども、只今片岡さんからのお尋ねの点或いは又今吉田さんからののお尋ねの点、この法律的の問題としてお尋ねの点、これは先ほどもお答えしました、が、我々としてなお研究したいと思ひます。その實際上の運用の問題として、今の正当な途を閉ざすと言ひますが、その意思の発現を制限するような手段をというお言葉でございましたが、これは例えば今の選挙管理委員会、の法律解釈が間違つておればそれはそういうことになると思ひますけれども、これは政府のやつていうことは一応法律の解釈上正しいという前提においてやつてゐることでありまして、法律を越えて制限しようというふうなつもりでやつてゐることでないことは、これはおわかり願へるかと思ひます。ただ法律の解釈の問題として、これが正しいかどうかという問題が残るといふふうな考へております。

○吉田法蘭西君 多少意見長官では御無理かと考えます。と申上げますのは、問題は政治的な問題だと思ふからです。政府としてそれはそれだけの機関からではありますけれども、表意をせられるその客観的な意味が政治資金規正法なら政治資金規正法で妥当なものであるかどうかという問題もございます。それは研究して答弁しようということなんですが、それを越えて、そういう措置を講ずることが、政治的に今日において許されている表意の方法をどうとする努力に対して、これを抑えることとなるのではないか、民主主義的な途を抑えるということになりますならば、その結果は合法、非合法の枠を踏

あります。

○政府委員(佐藤達夫君) 正当に保護せられておりますものを制限するということとは、これは法律の枠を越えた措置にならざるを得ないと先ほども触れました通りに考えているのであります。従いまして、そういうことはあります。得ませんことだと思ひますし、又将来あつてはならないことであると私は信じております。

○吉田法晴君 その点は法理問題……、以上は法務総裁に御答弁頂くという……それよりはかにございせんが、問題点だけを指摘するにとどめたいと思ひます。

なお午前中に法務総裁に質疑を申し上げておつて、途中で終つたのであります。

すが、それに關連しまして、これも法律總裁に質問をしなければならぬ点かと思ひますけれども、一点だけ關連して御質問をいたしておきたいと思ふのであります。法律を知らない、法案を知らない人たちの反對の意見はなかくして、法律を勉強をし或いは刑事法に研究をしてゐる人たちを含めて、研究の結果反對をせられる意見に對して、十分の考慮が払われない、或いは時間の都合もありましたけれども、答弁を留保せられて打切られた態度に對しては、これは私のみならず傍聴をしておつた人々においても不滿の意を表され、甚だ残念に思ふのであります。

で、問題は、その中の具体的な問題になつて参りますが、衆議院の速記録を引いて意見或いは歴史を紹介して、そして述べた事柄が、革命の必要性或いは正当性を論述することになるからなか、第三条なら第三条に関連するかどうかという点を、もう一度、これは意見長官なり或いは特審局長に伺いたいのでありますが、先ほどのような紹介或いは事実の論述は、法務総裁或いは特審局長は、日本の場合に關係がなければ、これはこの法律の對象とするところではない、こういう御答弁がございました。併しながら論述は天上界の問題として論議せられるのではなくして、人間界の或いは社会の問題としてこれは論述をするわけであります。そのことは必然的に、フランスではどうであつた、或いはアメリカはどうであつた、中国ではどうであつた、日本の場合においてもこういう破壊活動防止法ができて、言論、集会、出版の自由が制限せられて参る。憲法の基本的

基本的な原則までもこれは変更せられるのではないかということで、反対をするけれども、これについて政府も或いは国会も十分世論の反映をなさない、こういう状態の下においては、曾つてフランスにおいて或いはその他においてあつたように革命的な情勢が来る必然性がある。こういう論述をされたといえますならば、これは日本の場合にも関連が出て参ります。全然日本の問題を考慮せずに論述せられるということは……人間の社会の或いは日本の中で論述せられます場合には当然関連性が出て参ると思うのであります。が、そういう場合にもこれは全然この

法の対象となるものではない。こゝういふ工合に断言せられるのであります。どうか。その点重ねて一つ……。

○政府委員(吉河光貞君) 御質問の場合につきましては、革命と申しますか、内乱の必然性を持つておるということで規定しております内容は、実現の正当性又は必要性を主張したということでごさいます。必然性は入らないうといふふうに考えております。

○吉田法晴君 正当性、必要性と必然性は関係がないと、こういうお話であります。必然性を論述し、或いは意見を紹介する、それと援用、支援との関係であります。先ほど申上げましたような、こういう日本の政治のあり方では、よく言われますように、議論を以て、議論ではなくして、力で議論を抑えて行くというようなやり方をするならば、この法律の趣旨とするところとは違つて、社会の或いは行動を伴いますところの革命の必然性が

あるという論述をいたしましたも、それは正当性或いは必要性を主張したことはならぬ、或いは教唆にも扇動にもならぬ、こういう御答弁であつたと思うのでありますが、その通り解してもよろしいやうにございませうか。

○政府委員(吉河光貞君) さようでございます。

○委員(小野義夫君) なお吉田君にちよつと申し上げますが、これは先ほどのお約束で法務総裁の代理に意見長官も来ておられるのですから、意見長官の答弁で不満足という点があればそれは保留しておきますから、どん／＼御遠慮なくあなたの持ち時間には縦横無尽のことを御質問になつて然るべきと思ひますからどうぞ……。

○吉田法晴君 そうすると、今の必然性と、それから正当性、必要性或いは扇動ということの区別について、これはもつとはつきりしてらわんと困るのであります。それは連記録にとどめて、あとの法の運用についての参考にはなると思ひます。併し例えば裁判の場合には、弁護士によつてそういうものが援用せられる可能性も相当ございしますけれども、公安調査官が法を運用いたします場合には、そういう保障について案ぜられるのでありますが、その保障の具体的な方法を御構想があるならば一つ承わりたいと思ひます。

○政府委員(吉河光貞君) 必然性を説くことと内乱の扇動をすること、或いは内乱の実現の正当性又は必要性を主張することの違ひはどうかという御指摘がありました。これまでたび／＼御説明申し上げている通り、扇動とは、内乱を例にとりますれば、内乱をする実行の決意を生ぜしめたり或いは既存

の決意を強固ならしめる、刺戟を与へる行為である。飽くまで実行の決意に作用する行為であると考えるのであります。実行の正当性又は必要性は、内乱が実際に日本において行われ又行なうことの正しいこと、又は必要なことを主張するというものであります。客観的に、単に客観的な必然性を説くというのとはおのずから異なるものと考へております。

○吉田法晴君 そのへんに問題があると思うのでありますが、私は結果責任についてお尋ねいたしましたところ、結果責任は問わんと、こういう御答弁を頂いておられますが、例えば学校で、先ほど申しますような他国の例からして、日本の場合の革命の必然性と申しますか、政府交替或いは社会の基本組織ということになるかも知れませんが、その必然性とそれからその必要性という点は、実は紙一重ではないかと考へるものでありますけれども、その講義をした。ところがその学生の中に、その講義に刺戟せられたと申しますか、そして行動に移つた、こういうことがありますならば、これは第三条ロの項目で以てその責任を問われるのではないかと、こういう疑問が起つて来るのであります。それが結果責任は問わないと、こういうお話であります。その内容それ自身になつて参る。それが必然性を説いたか或いは必然性から更に必要性を説いたか、これはその結果によつて動いたものじやなくて、その内容自身を判定せられませう場合に如何なる証拠によるか、これは講義の内容云々ということになつて参るかも知れんと思ひますけれども……。

○政府委員(吉河光貞君) こころの口で、その「文書又は図画を印刷し、頒布し」と……で、やはり文書が中心になつて動きますので、客観的にその文書の内容が問題になる……。

○吉田法晴君 正当性、必要性という文句を使ひましたから、ロということにおつしやるのは当然だと思ふので、その場合にはビラによるとか、或

は講義ならば講義に、或いは本ならば本、こういうことになるかと思ふのであります。それと若干質問は混同いたしましたけれども、講義がロに該当するかどうかという問題の場合は、文書によらないで、ほかのものによるかと思ふのでありますが、両方にまたがつても差支へないと思ふので、先ほどの質問に具体的に一つお答えを願ひたい。

○政府委員(吉河光貞君) 抽象的な一例であります。学校の教壇から、講師が或いは教授が講義を名として内乱の扇動をやつたという場合には、お尋ねの端緒としてどういふふうにしてそういうことが現れて来るかという問題になるのではないかと考へられます。あらかじめどういふ先生の講義は内乱の扇動に直るであろうというふうなことを臆測して、その先生の内容をウオッチするということとは許されません。実際にそれでは講義を仮装した内乱の扇動がどういふふうにして現れて来るか、捜査や調査の端緒としてはいろいろ場合があると思ふのであります。実際にそういう端緒が現れたら、捜査を問題にしたわけでありませう。

○吉田法晴君 その端緒というところが結局やはり結果責任が出て来るのじやないですか。

○政府委員(吉河光貞君) 犯罪の端緒、刑事訴訟法におきましても犯罪の端緒を握れば、それによつて捜査をいたしまして、犯罪の有無、容疑の有無を明らかにするということになります。結果責任を負わせることにはならないものと思ひます。

○吉田法晴君 今回の御答弁の中で講義がこの第三条ロに該当しはせんかということも調査をすることはしない、こういう御答弁だつたと思ふのです。許されぬという言葉でこれを否定されました。そうするとこの心配されておりますような革命の必然性その他を、或いは政治学なり或いは歴史で講義をするということがウオッチされるのではないかと、こういう心配に対して、講義を調査するということはしない。そうすると端緒の問題になりますけれども、一つの行動が現れたら、この場合には、内乱の予備陰謀或いは幫助ということになるかと思ふのであります。そういう事実が行われた、そうすると、その行なつた人はどこで影響を受けたか、どういふところからそういう決意をするに至つたか。そうすると、たまたまあつたこの学校で講義を聞いて、フランス革命或いは中国革命の例等から、日本のこのやうな政治のあり方ではこれは政治のやり方を変える以外にないという話があつて、私はそこで、じや、やらなければいかんということを決意いたしました。こういう話になつて、講義の内容がそれから調査される、こういうことになるんじやないか、こう考へたわけでありませう。それが結果責任を問うて行くということになるのじやないかという御質問を申し上げますが、それについて結果責任は負わぬというお話でありますけれども、そうすると、どうしてこういう問題については対処せられるのでありますか、伺ひたい。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。仮にでございますが、学校の教壇におきまして学校の先生が講義を仮

装して内乱の扇動をやつたというよう
な事実につきまして、これは今日にお
きまして、一般の新聞の取材活動等
におきまして、こういうふうな事実
がいろいろあると暴露されないこと
とは、絶無であるとは言えないと
考えるのでございます。いろいろな点
からそういうことが実際に若し行われ
たとすれば、捜査の端緒はいろいろな
面から現われて来るのではなからう
か。私も多分、いたしましては、あらか
じめこういう先生はその講義に仮装し
て内乱の扇動をするのやなからうか
というふうな予断を抱いてその講義を
監視するというようなことはいたしま
せん。と申上げたのであります。それか
ら又実際の捜査におきまして、殺人
事件なら殺人事件が検挙されますと、
その動機、原因等の捜査が行われま
して、結局その背後に教唆犯があつた
場合におきましては教唆犯に及び、そ
うして真実に教唆したものであれば検
査される場合もあります。又補助者があ
ればその補助者が暴露されることもあ
ります。併し必ずしも、実際に殺人が
行われて、その殺人の実行、正犯の捜
査から教唆、補助に及ぶという鉄則は
ないわけでありまして、別な面から
教唆犯が捜査されることもあります。
いろいろ、捜査には順序なり経過と
いうものがあるかと思うのであります
が、併しながらいずれにいたしまして
も、実際に教唆してないものを教唆
したのだというふうな教唆の責任を負
わせることはできないというところは、
これはもう刑事事件取扱の鉄則であろ
うと考えておるわけでありまして、
○吉田法務卿 学内の講義について調
査はしない、こういう明言でござい

ますが、事実は身許調査その他で、こ
れは特審局じやないかも知れませんが
れども、警察で従来やられて来たわけ
です。そこにも問題が一つございま
す。そうすると、この法律ができるな
らば、調査活動としてそういうことが
大つびらにやられるのではないかと、こ
れが一点……。
それは、やらないと、はつきりおつ
しやるわけでありまして、内乱の扇動
を学校の講義ではやるはずがない、こ
れは私も多分、思ひます。ところが
問題は、三条の口なら口の問題を、特
審局長が認定をやりになるわけじや
なくて、一番最初が末端の調査官がす
る、こういうことになると思つてあ
ります。そこで問題は、その講義と
それから意図という問題になつて参
る。その意図の証明をどういう工合に
しておやりになるのか、その点がはつ
きりいたしますならば心配は解消いた
しましうけれども、その意図が調査
官によつて一方的にきめられるのじや
ないか。行政機関でありますしそれか
ら従来の例から言いますならば、これ
は捜査の場合には警察官であります
が、警部補級で或いは巡査部長級でそ
う認定がなされて来た。それが調査官
によつて今後なされるならば、その意
図にしても一方的に解釈せられるので
はないか、それが問題の焦点なのであ
ります。これは「世界」の七月号であ
ります。久野収氏、御承知のように共産
黨員なり或いは共産主義者ではありま
せんが、「治安維持法の教訓」という一
文の中にこの点について疑問が提出さ
れております。今の疑問に關連いたし
ますので、読み上げて一つ更に御答弁
を頂きたいと思ひますが、読み上げま

す前に、その前から申し上げて参ります
が、「治安維持法違反被告事件に關わ
れて、そうして警察の取調べに當つて
自分の一代記を書かされた、そうして
その一代記の書き方にはちゃんと粹
があつて、共産主義の綱領を知つてお
る、或いは共産主義に共鳴しておる
というところを、直接非合法文書で見てお
らぬ場合には新聞で見ておるじやない
か、或いは共産主義の綱領があるとい
うことを新聞で見ておるだろう、それ
によつて共産主義の綱領を知つた云々……、
「そこ」に意図或いは思想というものが
強制せられる。これは過去の事実で
あつたが、今度の破壊活動防止法も、
これからは本文であります。今度の
破壊活動防止法も教唆や扇動を罰
しようとしていますが、これは拡張解
釈と濫用の輝かしい伝統を持つ法律慣
行の支配下では、前の場合とあまり違
わない結果をもたらすのではないかと
思われます。なぜならば宣伝や扇動に
は意図の問題が必ず介入し、かかる意
図は外部から解釈すればいかにうな解
釈も若し強制しようとするれば許され
るからであります。例えば本人は研究や
証明のつもりで語つてゐるにしても、
他人がその研究や証明から深い感服と
激励を受けてこの行動に出たと供述し
た場合、これは結果であります。実際
そうでなくて単にその供述するにすぎ
なかつた場合でさえ、本人は教唆扇動
したと外部によつて解釈される理由が
生ずるのであります。従つて、この点
からして、この法案は国民の言論及び
思想の自由を非常な危険を及ぼす法案
であるといわなければなりません。」こ

ういう、私、先ほど問うて参りました
ような問題の提起が書かれていたので
ありますが、この意図を証明する証拠
によつて云々というものであります
が、その証明の方法が、こういう心配
に對して、或いはそういう法の危険性
に對して然らずとせられますならば、
具体的に一つ御説明をお願いしたいと思
ひます。
○政府委員(吉河光貞君) 治安維持法
の運用の例をお引きになりまして御質
問がございましたが、御尤もな点であ
ると私考えております。治安維持法に
つきましては、先般来申上げた通り、
結局その行為の違法性はその目的に
ある。目的の内容を認識して、その目的
の實現のためにする行為というやうな
ことをやれば、一切の行為が犯罪と見
做され、犯罪となる。従ひまして結局
その目的、結社の目的を認識しておつ
たかどうかということが要点になる。
つまりさういふ自由の追及が行われた
やうな事態があり得ると考へるのであ
ります。この法案におきましては、教
唆と申し、扇動と申し、すべて客觀的
に、その行為自体は外に現われた行為
であります。又次に實現の正当性又は
必要性を主張した文書の印刷頒布にし
ても外部に現われた行為であります。
さて、その行為に基いて本人に内乱の
實現を容易ならしめる意図があつたか
どうかというところは、やはり客觀的な
諸般の証拠資料によつて認定されなけ
ればならないと考へるのであります。
今日御質問のやうな自由の追及が許さ
れない建前になつてゐることは申すま
でもないのではありません。公安調査官の
調査にいたしまして、任意の調査を
前提として客觀的な証拠を集める建前

になつてゐるわけでございます。
○吉田法務卿 前段の点については御
答弁頂きましたが、前段の点を問題に
してゐるわけじやない。その意図との
關連について、今度の破壊活動防止法
に關連して、教唆扇動を処罰すること
になつてゐるから、その教唆扇動と、
それからその意図、それからその研究
や証明のつもりで語つてゐることにし
ても、他人がその研究や証明から深い
感服と激励を受けて或る行動に出たと
供述した場合云々という点についてお
尋ねしてゐるわけでありまして、この点
については、治安維持法の問題でなく
破壊活動防止法の問題としてお尋ねし
てゐるわけでありまして。
○政府委員(吉河光貞君) 特定の個人
を例にとりまして、その個人が内乱の
準備行為をする、或いは内乱の陰謀を
やる、そういう實際の行為をやる原因
につきまして考へると、いろいろな原
因がそこにあるだろうと思ひます。他
人の話を聞いてそういう決意を持つ
た、或いは他人の話を聞いてそういう
刺激を受けたということが原因になる
場合もあるかも知れません。併しなが
ら、ここでは他人の話全部が教唆にな
り、扇動になるというのでは絶対にな
い。やはり教唆は先般来申上げたやう
な他人をして犯罪の實行を決意せしめ
るに足る行為をしななければなりません。
扇動についても先般来申上げた内容に
つきまして御説明した通りの内容の行
為をしななければならぬというふうな
考へておられます。その辺は、結果
が現れたからといって、すべて実行正
犯がその原因、実行正犯をするに至つ
た原因として考へられる行為はすべ

て、他人の言説はすべて教唆なり扇動になるというわけでは絶対にないと考える次第であります。

○吉田法晴君 すべてなるとは申し上げておらんのであります。それはお話の通り、例えば内乱の予備陰謀があつた場合に、或いは内乱の予備陰謀をやつた本人の家庭の事情もあるかも知れません。或いは社会的に自分の周囲に社会悪があつた、こういうこともあるかも知れません。そういうものを一々問題にされるのは考えておりません。す

が、只今挙げましたようなその行為によつて、講義或いは研究や証明から深い感激と激励を受けて或る行動に出たと供述した場合に、これは供述したか否かというところが問題になるけれども、仮りにそういうことがあつたとし

て、講義に遡つて責任が問われる。それは問わないというお話でございますけれども、これはその供述をしない場合に、供述したと若し調査官において認定されるならば問題が生じます。或いは供述した場合においても、その行動とそれから講義との間にそういう必然的な因果関係があるか、これが問題になるでございましょう。そうしてこ

れは講義なら講義の内容というところを証拠によつて云々と、それは具体的に内容は云々という御説明はわかるのであります。根本的にその講義によつて必然性、或いは必然性に若干の正当性、或いは必然性が加わつた場合に、調査官において一方的な認定はしない

と、こういう御説明でございまして、けれども、それを法上保障する方法がない限り、過去の何と申しますか、運用というものは、破壊活動防止法の中に出て来る心配がある。この久野さんの言

葉で言いますならば、拡張解釈と濫用の輝かしい伝統を持つ日本の法律慣行の支配下では云々という事態が生ずる虞れがございまして、その法上の保障を具体的に一つお示しを頂きたいと思ひます。

○政府委員(吉河光貞君) これは結局捜査の問題にもなり、公安調査官の調査の問題にもなると思ひます。教唆の概念、扇動の概念を具体的に明確に徹底させる、捜査官、調査官に徹底させるということが第一に必要ではないか。で、又これが公安調査庁にお

きましては、最後の段階におきまして審理を受ける当該団体側からの弁明を十分に聞く、それが公安審査委員会におきまして公正な判断を受けるというふうな手続になるものと考えております。で、私もどなたか申し上げては、この教唆なり扇動なりの概念というものを、十分明確に一般の調査官及び犯罪捜査に従事する司法警察官に徹底させるということとはかね／＼申上げてお

る通りでございまして、この方面に十分に努力を払いたいと考えておる次第でございまして。

○吉田法晴君 このことについて法制意見局長官の意見を承りたいのです。が、法制意見局長官も或いは法制局長になつてしまつて、或いは今後教壇に立つたれるということはないということは保し難いのであります。が、そういう場合に歴史を講義され、或いは法制史を講義され、研究されることはあり得ると思ふのであります。そうしますと、今のような問題、或いは心配が起つて来ないかというところは、これは立場を

て法上の保障がない。この点を私も指摘して意見を求めておるのであります。具体的な法上の保障について、今の局長の御答弁では、或いはそれは、審査或いは審理の対象になる。こういうことは、濫用なり、或いは拡張解釈の範囲が甚だしい日本の歴史の中に

おいては、それだけでは保障は困難だと思ひます。法制意見局長官として、どういふ工合にお考えになりますか。或いは法上の保障についてどうしたらよいかというところについて御意見を伺ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 曾つては私は長い間教壇に立つておりましたし、近い将来是非又教壇に立ちたいと、そのほうを望んでおるわけでありまして、が、おつしやつたような点につきま

す。少くとも今の根本の条文であります。第三條のロと申しますか、ハと申しますか、この点について、この文理解上の問題として、私は、裁判所がこれを見ても、只今特審局長の答えたように判断できると思ひます。従ひまして、この点については安心をいたしております。それから濫用に亘る問題は、これはもとより心配されることは当然でありますけれども、先ほど来のお話にも出ておりますように、行政執行法等もすつかり変つてしまひましたし、今の刑事訴訟法等もすつかり変つてしまひましたし、憲法自身も變つておる世の中でありまして、私はその点の保障は外部的にでき

ておると思ひます。あとは個々の実地に當る人たちの良識ある運用に待つ、又良識ある運用をしてもらふように、當局者に十分希望したいと考えておるわけでありまして。

○吉田法晴君 今の御答弁の中にもございまして、裁判になれば明らかにするに云々、こういうのであります。が、裁判によつてこの扇動なら扇動の具体的な概念が、この種の問題について明らかになつて行くならば、或いは一つ、これは法上の保障の問題になるかと思ふのであります。御承知のように、第六條の一号、二号とい

うことになりましますならば、これはいきなり発動をするわけです。三號の場合には第四條の団体の規制の処分を受けて、更に暴力的破壊活動を行う、こういうことではあります。一號、二号はいきなり……。そうすると、只今の口に関連して、刑罰規定の問題の際にこれを論議いたしましたけれども、団体の規制の場合にしても同様なことが言えると思ひます。そこで今の御答弁の中から、例えば裁判において云々と

いうことでありますならば、破壊活動なら破壊活動というものが具体的に裁判によつて明らかになる、こういう方法ならば若干の濫用を防ぐ制度にはなり得ると思ひます。御答弁の中にそういうことが出て参りましたから、一応その点について御意見を承りたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 私の申し上げたことは、この法案の立案にも全然関係のない第三者であるところの裁判所が、これを御覧になりまして、この条文の表現から言つて、只今説明いたしましたような趣旨に読み取つてくれ

ることは明らかであらうということをお申し上げたわけでありまして、今の規制の措置につきましては、申すまでもありません、事前の段階の措置がございま

す。併し、これも先般来申述べておりますように、十分なる慎重な手続を繰返してつて、最後の結論を得るような建前になつておりますからして、この条文自身があいまいであつては大変であります。が、条文がはつきりいたしてあります以上は、不当な結果を生ずることではないと考えるわけでございま

す。

○吉田法晴君 条文がはつきりしておるから心配がないんだというお話でありますけれども、実は条文がはつきりしておらないので心配をせられるのであります。そこで、もう一遍関連いたしまして、条文の話になりますが、これは佐藤意見局長官がおいでにならな

いときに若干質疑をいたした問題であります。が、七十七條の朝憲案と、それから暴動という点になつて参ります。が、この間再準備をやるべきである、こういう主張をなして、そして、その主張だけではなしに行爲があつた場合どうか。或いは再準備をすべきではないと、再準備反対のいろ／＼な表意の方法を尽すけれども、御覧の通りに

政府においては一向馬耳東風である。或いは今の警察予備隊が軍隊ではない、だから自衛力を増強することは何ら憲法違反ではないとして、どん／＼増強を進められ。こういう事態を監視することはできない。ほかの方法がなければ、或いは政府に対して堂々とこのストライキを以てして阻止しなければならぬ。或いはストライキを以てやつても一向反省するところはない。それではというので、或いは例が悪いのですけれども、メーデーの場合にもありました。その後、宮城前広

場使用に関連して、ああいう事態が起つた。

〔委員長退席、左藤義詮君委員長
席に着く〕

そうすると、単に再軍備反対という主張のみにとどまらずに、若干の暴動も起つて参るわけですが、それらの一連の関連の中において、この朝鮮憲法というのと再軍備或いは再軍備反対ということをどういう工合にお考えになるか。特にその場合に、ただ朝鮮憲法というところでなくして、それは朝鮮憲法と結びついておる国の基本組織だけではなしに、基本組織を暴力を以て破壊するといふ、こういう言葉を述べられて逃げられたのでありますが、朝憲の中に軍備或いは再軍備反対、こういう問題が入るかどうかということでは御答弁がなかつたのであります。佐藤意見局長官の意見を一つ……。

○政府委員(佐藤達夫君) 何分にも立
い言葉でございまして、いろ／＼な御
疑問が生じますのは御尤もと存じま
す。ただ我々の考えておりますところ
は、先に引例いたしましたか存じませ
んが、たしか昭和十年であつたと思
いますが、大審院の判例に、朝憲を紊
乱するというのは、国家の政治的基
本組織を不法に破壊することという
ことで判決をしておるのであります。
文字から申しましても、私は、朝と
いうのは、「まつりごと」をする機
関と申しますか、組織体についてお
ると思ひますので、その根本のは
うの憲法ということに繋がつて、こ
れがやはり政治的の基本組織とい
うものを示しておると考へてお
ります。従ひまして、この政治
の運用のほうの方針という面は、こ
の問題には入つて来ない。即ち憲法

中には國の、一口に根本法と申してお
りますけれども、憲法の中には、國の
政治の行われる基本組織を定める面
と、その「まつりごと」の運用について
の基本原則を定める面と、両方の面を
持つておると思いますが、この朝憲と
申しますのは、その前者、即ち組織の
面を捉えての問題であると存するわけ
であります。従いまして、再軍備の可
否の問題というようなことにつきまし
ては、これは朝憲の紊亂の中に入ら
ないというふうに考えております。

○吉田法晴君 刑法七十七条その他が明治時代の刑法で、旧憲法の下における概念だということは今もお認めになつたのであります。君主主権、天皇主権の下における刑法であつた朝という言葉をもお引きになりましたけれども、この朝或いは朝憲という中には天皇制との結びつきなしには考え得ないので、或いは政府にしましても、天皇の親任せられた政府、こういう概念はこれが基本的に結びついている。それが新憲法の下においては古いために、新憲法の概念の下では、そういう朝憲といつたような概念では現われないものだとはお認めになるのじやないかと思うのであります。今も昭和十年、旧憲法時代の判例になるところの神兵隊事件を引かれたが、これも旧憲法時代だと、神兵隊事件のごとき、これは殺人行為によつて政府を顛覆しようということだけれども、その政府顛覆という点は問わないで、殺人だけが行われた。これは当時の右、右翼に對する思惑と申しますか、或いは刑事の概念から出ていると思ひます。その旧憲法或いは明治時代にできた刑法の概念を持つて来られるから、今の憲法の

對、こういう問題が朝憲に入らぬと、基本原則である軍備或いは再軍備反對、こういう御答弁になつて参ると思うのであります。これはこの前のとき首を捻られましたけれども、意見局長官であつたと思うのでありますが、憲法の基本原則は朝憲の概念の中に入るといふ御答弁を曾つて頂いたように私は考へております。新憲法の基本的な原則は何といつても民主主義或いは平和主義だと思ふのであります。それは条文文の中だけでなしに、或いは前文或いは勅語その他憲法が出て参りました環境と申しますか、この憲法の成文と、それから成文にまつります客観情勢からしてこの点は明らかなだと思ふのであります。それを憲法九条に関連する戦争放棄の問題或いは平和主義或いは非武装主義といふものが、憲法の基本原則或いは朝憲と何ら関係がない、これは全く恐れ入つた議論と申しますか、佐藤さんにしては甚だどうも突拍子もない議論だと思ふのでありますが、重ねていへば……。

○政府委員(佐藤達夫君) 申すまでもありませんが、先ほど私の触れましたように、憲法というものの性格は、政治の根本組織をきめる面と、政治運用の根本原則をきめる面と両面あります。これは大体それこそ古今東西を通じての憲法の中身になっていると思います。旧憲法時代におきましても、そういう両面がありました。又新憲法におきましても、今お話にありましたように、そういう両面を持つているのであります。そこで、この新憲法、旧憲法を通じて、この朝憲という言葉はその二つのうちのどちらを持つているのか、或いは両方を含んでいるのかという

ことであります。これは、よその国の憲法においても私は考えられることである。それについてこれは政治の根本組織のほうの面を捉えての言葉であります。それは旧憲法におきましても、政治の根本組織というものは問題になつたのであります。只今の憲法においても新らしい形に変わりましたけれども、政治の根本組織というものはきまつてゐるわけであります。そういう意味で、中身は変わつております、いわゆる天皇主権説から申しますと、すつかり統治権の根源が變つて来ております。おりますけれども、憲法のきめておる根本組織というものは、これはものは違ひますけれども、中身は違ひますけれども、もの自身はあるわけであります。それが朝憲という言葉に当てはまるというふうに私は考えております。

○吉田法晴君 佐藤意見局長言ともあるべき方が、これは甚だ失礼でありますけれども、屁理窟を言われて甚だ意外に思うのであります。組織と運用に分けられて、再軍備或いは非武装という問題は、組織の問題ではなくて、運用の問題だといわれる。ところが旧憲法の下においては、これは統治権の中に軍令大権という機能がございましたに軍令大権といふ運用と言われれるかも知れない。統治権の一つの運用だと言われるかも知れない。それに基いて軍隊というものがあつた。或いはは参謀本部なり、軍の組織というものがあつた。その基本方針に従つて組織といふものができた。現在は軍隊組織はないことではございません。消極的な、否定的なものであるかも知れませんが、とも、旧憲法と現在の憲法を考え

ました場合に、只今軍隊を持つて持たぬかということは、組織の問題には關係なくして、運用の問題だ、これは甚だどうも恐れ入つた、佐藤意見局長官にも似合われぬ迷論だと思ふのであります。が、組織は關係ないと又いわれられます。○政府委員(佐藤達夫君) そういふやうに仰せられますというも、警察の組織にこれらも、警察力というものと、それから警察の組織というものは、これは觀念上違ふ。警察組織というものは觀念上違ふ。警察組織と云ふのは、勿論そこにあるということになつて参りますすれば、人事院の組織といい、或いは法務府の組織といい、いろいろ出て参ると思ひます。私の考えておりますことは、そういうたぐさんの組織の中へ、先に觸れましたと思ひますが、国会制度であるとか或いは内閣制度であるとかというやうな、裁判所制度とか或いは天皇制度もいわれましたけれども、そういうものを憲法上の基本組織として考へてゐるというふうに考へてのお答えになるわけであります。

○吉田法晴君 議論になりました、恐縮でありますけれども、例えば民主主義の基本原則に基いて、国会というものが新憲法においては作られてゐる。それは旧憲法においても議會はございました。ございましたけれども国会の意味が全然違つております。これは私が申上げるまでもない。若しも国の基本組織として或いは憲法の基本原則として国会を設けないという憲法があつたとしてもすなはちその憲法の原則を否定して、そうして国会を作る、民主主義を守るという制度を作つたとしても基本的ならば、憲法の基本的原則或いは基本的な組織に關連して来ますことは間違ひございません。恐らくこの新憲法の

○吉田法晴君 新憲法の下における天皇制度の意味が象徴としての天皇であり、神様としての天皇でなくて人間としての天皇だ、こういう建前から参りますならば、学問上の意味においては天皇制はなくなつております。民主主義の基本原則、国民主権が中心になつておるといふことは言うまでもございせんが、そうしますと、朝憲の中に於いて、先ほど申しますような民主主義の徹底した姿としては共和制が妥当であるという議論が出て参つたとしても、それが刑法の最初所期しました朝憲という問題、国の基本的な組織と、これは憲法の解釈に關連いたしますけれども、言われるような憲法、或いは国の基本的な政治組織として、朝憲案と關連いたしますけれども、關連する意味においては朝憲としては天皇制という問題は問題にならぬのではないかと、こういう工合に考えるのであります、重ねて一つ御答弁をお願いいたします。

○政府委員(佐藤達夫君) 憲法に上つておりますとにかく天皇という国の機関、これの仕事というものはあるわけであり、国会の召集とか或いは衆議院の解散とか七条に並んでおります。そういう点はやはり国の組織、政治の組織の上では基本的な役割をそこで負担させられておるといふ意味で、先ほどのように国会なり内閣なりと並べてそれを申上げておるわけであります。

○吉田法晴君 議論を続けてもしようがございせんけれども、今の逆コーラス的な気分、或いは吉田首相のことに言及してあれでありますけれども、こういう問題について議論をいたします

ならば、内容の如何を問はず、或いは論理の如何を問はず、それが不敬であるかのごとき印象を持つておられる。或いは思い過ごしかも知れませんが、或いは、そういう逆コーラス的な空気の中においてこの問題をあいまいにしておきますならば、これは不敬罪はなくなりましたけれども、それを破壊活動防止法によつて補つて行こう、こういう動きが出て参ることはこれは当然だと思ひます。そういう危険性を感じますだけに、今のこれは国会解散と一緒にせられましたが、この点は佐藤意見局長官の論理の混淆だと思ひます。が、先ほど運用しやなくて制度云々と言われましてけれども、混淆だと申上げるのであります、この内乱罪に關連いたしまして朝憲案の議論にならぬという保証を一つお与えを頂ぐことが私は望ましいと思ひますのであります、これは解釈の問題として明らかにする以外にはないかと思ひますけれども、その点をもう少し明確にして頂きたいと思ひますのであります。

○政府委員(佐藤達夫君) 私たちの立場について御了解を願つておきたいのは、私たちはここで勝手なことをしやべつておるわけではございせん、常々これが裁判上の問題になることはこれは目に見えております。将来の問題としては裁判所がどういふ判決をされるだらうか、それを我々が裁判官になつたつもりで常にあらゆる角度から考へてその答をしておるわけであり、従ひまして只今のお答にございせん、私はさような見地から、僭越ではありますけれども、私の考へでは、裁判官が裁判をなさるにつぎまして、この過去の先例は、旧憲

法時代とは申しますけれども、これはやつぱり一つの先例として、ものを言ふのでございまして、それらを勸案いたしまして、さういふ解をせざるを得ないだらうというお答をしていただく、又これは人間のごときでございますから、吉田委員は違ひはお考え、これも成り立つことでありまして、又他の考へを私は排斥いたしませんけれども、私たちがさういふ考へておるということだけを申上げておるのであります。今解散につきましても、解散は運用でございまして、その受持の機関としては天皇がそれに當つておるといふ意味で申上げておるのでございまして。

○吉田法晴君 この問題については、最後に民主主義の徹底した姿では共和制がこれは理論上当然であらう云々という議論、それだけについては刑法七十七條或いは八條、九條或いは破壊活動防止法三條の問題には該當しない、この点はどうか。はつきり御承認願ひますか。

○政府委員(佐藤達夫君) これはもう申上げるまでもないことでありまして、治安維持法の時代には御承知の通り、に正當な手続による共和制の主張も行われず、又請願におきましてもこの憲法の改正の請願そのものが禁ぜられておつたのでございまして、その時代におきましては別でございまして、今日においては、正當な手続において正當なる主張をされることについて何ら妨げとなるものはないはずであります。

○吉田法晴君 ちよつと別の問題に移りますけれども、法務總裁の代りに御

答弁を願ふということであり、現在、講和発効前についてもそうでありまして、昨年でありまして、たが、レッド・ページに關連していわゆる便乗追放というものがあつた。これは社会党員にして便乗追放を受けたものも相当ございまして、甚だしきに至つては経済的の要求で労働組合がストライキをやつた。これは普通の賃金よりも八〇%に切下げるというところがストライキをやつた。その責任者がレッド・ページに便乗して全部首切られた。そういう際に、私もその非を鳴らし取消を願つた所もありません。或いは名前を挙げてよいのです、当時GHQの労働課の課長補佐をしておられましたブラッティ氏にさういふ所に遇つてもらつて御注意を願つたこともございまして、ところがさういふものが事実上取消されないうちに行われて参ります、完全な就職ができせん。これはレッド・ページを受けた諸君についても同じことだと思ひます。よつて破壊活動防止法の運用によつて破壊活動を適用せられた。或いはこの適用の結果は、通俗的に言いますならば、あれは赤だと、さういふことになるかと思ひます。あれは非国民だと、さういふことになるかと思ひます。恐らくさういふ運用がなされるだらうと思ひますが、その結果は職業安定法違反のような事実が起つて参るものであります。完全にその人の生活を奪うというところに相成るのであります、さういふ点についてどういふ工合に政府として考へておられるのか。今後のこれは運用の面になつておる。過去に關連して一つお尋ねをしておきます。

○政府委員(吉河光貞君) この法案におきましては、規制処分によつてその活動を制限されたり或いは解散される団体が、経営、企業に就職することを制限したり禁止するような立て方をいたしておりません。この点は御了承願ひたいと思ひます。レッド・ページにつきましても、現在裁判所において最高裁判所の判例が逐次なされて、この判例によつて最高の解釈が大体きまるのではないかと考へておる次第であります。重ねて申上げますが、この法案におきましては、破壊的団体として規制を受けた団体の役員なり構成員が一定の企業或いは経営に就職することを制限するような規定は設けておりません。

○吉田法晴君 この法律に就職を禁止するような規定があるかないかということ、これは見ればわかるのであります。この点を問うておるのではなく、従来の運用について事実上就職が制限せられて来た、さういふ事態をどうするか。それから、この法文の中には、同じ就職の問題についてはございせん、同じ就職の問題についてはございせん、さういふことをするわけではない。言ひ換へますならば、この法律によつて就職の制限をすることは罷りならん、さういふ規定の方法をとりますならば、その点の救済はできるかも知れませんが、せんけれども、事実上或いは警察なり云々といふことで、職業安定法の違反でありますけれども、企業の間で名簿が廻る、さういふことが実際にやられるならば、法に書いてはなからう

と、或いは特審局でこういうことをやるつもりはないということになりまして、これは実際問題として救済はできません。その事実を、今後も考えられる弊害と申しますか、就職の事実上の禁止を、どういう工合に救済されるおつもりか、或いは法的な措置をどういう工合に講ぜられるかという点を、法務総裁はおられませんが、若し代理でできますならば御答弁を一つ頂いておきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 契約自由の原則という建前からの問題に結局触れる問題になると思ひますけれども、この関係の人のリストを作つて、そうして雇傭者のほうに廻してその制限をするような方向に持つて行くということのあり得ないこと、又ないことは申上げるまでもないこととございまして。あとは雇傭者側のほうの良識に待つようにならなければならないことは、私はこれは事柄の性質上むずかしいと思ひますけれども、雇傭者側の良識に待つより仕方がないということをお申上げるわけでありまして。

○吉田法晴君 良識に待つと言われまが、その良識は便乗追放についても就職を禁止するような行為が行われておる。これは役所から廻つてゐるのか、経営者団体で廻つてゐるのか、かわかりませんが、恐らくは後者であると思ひますが、それは職業安定法で禁止しておる。併し事実上は行われておる。そうすると、この破壊活動防止法が今後動き出して参るということになると、同様な方法が講ぜられることになる。そうなれば、制限の規定はないと言われまが、先ほど申しましたような、この法律によつて就職を禁

止するものではないと言ひが、就職の選択の自由を制限するものではない、こういう条文を講ずることは、これは私は不可能ではないと思ひます。法上にそういう措置を講ぜられるということが、私は現実から考えまして立法者の責任だと思ひますが、そういう具体的な条文を入れる、或いは別に規定する意図があるかないか、この点をお尋ねしておるわけでありまして。

○政府委員(吉河光貞君) 御質問のレツド・ページにつきましては、先ほど申上げました通り、すべて、殆んど大部分が裁判で争われておる。又最高裁判所の判決等も近くまとまるものと考へておるわけでありまして、これは飽くまで被傭者対経営者の間の問題といたしまして裁判所においてその是非を明らかにすべき問題だと考へております。

○吉田法晴君 この問題に長くかかわりたくないのですが、裁判所の問題というお話でありますけれども、裁判の問題になるかならぬか、追放の問題についてはそれは裁判管轄権がないとしても、大部分において拒否されたことはこれは御承知だと思ひます。そういう裁判の問題である云々ということと逃げられるのは甚だ心外であります。私はそういう点をお尋ねしておるのではなくて、法上に、或いは職業選択の自由を制限するものではないといつたような条文を設けることによつて、事実関係を救済するといふ意図があるかないか、この点を伺つておるのです。

○政府委員(吉河光貞君) 裁判によりましてその該当者でないかたが該当者に達されて、便乗追放と申されまが、そういうふうな犠牲を受けられた場合においては、十分に争ひ得る問題ではないかと考へております。この法案運用につきまして、いろいろな点につきまして消極的に、こういう面には規定しない、こういう面には規定しないといふような点を規定したらばどうかという御指摘であります。政府としては規定すべきものではないと考へております。

○吉田法晴君 これは事実を挙げてまでもその救済の具体的な方法を挙げたのであります。そういう規定をする意思はないといふことですが、それでは先ほど申上げましたようなこの法律による事実上の就職制限と申しますか、或いは就職不可能な状態が起つて参ることは、これは今までの事例からいいたしまして考へ得ることだと思ひます。その点は一つ重ねて研究と申します。その点を要請をして、次に移りたいと思ひます。これは考慮する余地が今のうちに全くないといふお話であります。これはこの法律で講ずるか、或いは別に講ずるかというとは別として、研究の必要があるとお考へになりますか。その点を一つだけ伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) この法の中に民間相互の関係における事柄についてお示しのような言葉を条文に入れることは、私はそういう言葉が条文に入れるまでもなく当然のことであると思ひます。ここから、ここに文章に書き込むといふことについては考慮する余地はございません。ただその後の、先ほど触れましたような実際の運用といたしまし

て、最初数回他の委員からも御質問がございましたように、この法律でただ断片するだけで一体目的を達するのから、一般の社会政策なりその他の角度から裏付けが必要ではないかというお言葉がたびたびありましたが、それらとむしろ関連して考へられるべきものでありまして、その方向で政府としては十分考へたいといふことを申上げおきたいと思ひます。

○吉田法晴君 今の御答弁はちよつと的外れておりましたが、その問題はあとにいたします。最高裁判所の鈴木人事局長において願つておりますので、この前残しました鈴木人事局長に対する御質問を若干お許し頂きたいと思ひます。この前の時には、新憲法の下においては中央集権的な警察制度をやめるとともに、行政裁判についても特別に裁判所を設けないで司法裁判所にやらせるといふ建前をとつておる、ところがこの法律によつて事実上行政裁判をやる機関ができるのではないか、それを好ましく考へるかどうか、こういう点をお尋ねいたしました。一応最後的には行政裁判に行くのであるけれども、好ましくいかどうかということについては好ましくないといふたような御答弁を頂いたように思ひますが、もう少し具体的に御尋ねをいたしたいと思ひます。例へば本案二十七条において「公安調査官は、……調査のため必要があるときは、檢察官又は司法警察員に対して当該規制に関係のある事件に関する書類及び証拠物の閲覧を求めることができ」と、そして二項には「檢察官又は司法警察員は、事務の遂行に支障のない限り、前項の

求に応ずるものとする。」、こういう規定がありまして、これは直接裁判所に關係ございませぬけれども、行政権とそれから司法権との関連する事項が起つて参ります。或いは立案者が検事さんであるといふようなことのため、その点、今のところ、その辺の調和が可能であるといふように便宜的に考へられるのかも知れませぬけれども、行政権と司法権との関連からいいますならば、この二十七条は現在の建前を一応破す危険性はないか、或いはこの二十七条なら二十七条が望ましいかどうか、或いはなくても実際にこういう協力関係ができるならば、条文にこういうことを謳わなくてもいいじやないか、こういう点について裁判所側としてどういう工合にお考へになりますか。御意見を承りたいと思ひます。

○説明員(鈴木忠一君) この法律による処分を、裁判所ではなくして行政官庁たるところの公安審査委員会というものが一応処分する形であるといふこと、これについては、この前そういう形で行うことが司法裁判所の権限を侵すのではないかと御質問がございました。に対して、私は侵すものとは考へられたいといふ趣旨のことを申上げました。そうして、これは結局立法の技術の問題となることでありますから、最初から裁判所へ持つて来るということも可能でありましようし、この法案のように最初行政処分として、裁判所のように形をなくして、処分という形で行行政官にやらせることも、これも一つの行き方で、この法律の目的としていふところから裁判所の権限を侵すものであるといふふうには考へられないといふこ

とは、この前申述べた通りでありまして、そうしますと、この立法の体裁として、行政官庁であるところの公安調査委員会というものの処分の権限を持たせるといふことになる。そうしてその調査の必要があるためには、公安調査官というものを対して、或る程度の事実の審査、調査の権限を持たせるといふことが、即ち公安調査委員会の処分を客観的に基礎づけるために必要ではないか、こう思うのであります。でありますから、こういう権限を与えることが好ましいか好ましくないかというよりも、その前提問題として、こういう処分が司法裁判所の権限を侵すものでなく、立法の行き方としては場合によつて止むを得ない。更に或る場合には好ましいかも知れないというような前提をとれば、こういう調査権を公安調査官に認めたということについてはおのずから結論が出て来るのではないか、こう存じております。

○吉田法曹君 この前の最後に述べられました鈴木さんのお言葉と今の御答弁とは若干食い違ひがございます。ちよつと問題の点を申し上げますと、「それから、言われました通り、行政裁判所というものを廃止しましたので、そうして行政庁の裁判は終審となることのできない」と、こういうことになつておりますので、憲法の建前としては、前審であつても行政裁判所としての機能を営むようなことを、仮に終審でなくとも営むような裁判所を設けるといふことは、これは憲法の精神に違反していると思ひます。ただこの事件でやるところの委員会の決定というものが、果して前審としての、而も行政裁判所としての裁判であるかどうか、と

いうような点については、議論がわかれるところだと存じますが、建前としてはおおよそ前審であつても行政裁判所を復活せしめるような機構としては憲法に反するのじやないか、こう思ひます。と、こういう言葉が書いてございまして、記録に残つております。今のお言葉とは若干、これは言葉のニュアンスでありますけれども、違つて思ふのであります。問題は、前審的なものであるかどうかということにかかると思ふのであります。事実上前審的なものであるということは政府側の答弁からも出ておるのであります。

それから、そのときにも申し上げたかと思ふのでありますけれども、これは特審局長であつたかも知れませんが、我々が調べておつて審理をしたもの、或いはおつて審理官の審理にかけ、審査委員会の審査にかけたものは、おのずから裁判所においてもそれが認められるであらう、こういう御答弁もございました。これは立案者が検事さん自身である結果であるかも知れませんが、けれども、そうしますと、事実上審理官で審理されたものが、審査委員会においても恐らく通るであらう、大部分認められるであらう、そしてそのことは裁判所に参りまして、恐らくそれは裁判所の実質的の判断に任せられることであるけれども、事実問題としては大部分認められるであらう、これは書面審理でありますし、最初の調査というものが大きく左右することは間違ひございません。そういう関係になりますと、これは事実関係から言ひまして、審査、或いはこれは審理が行政措置として最終的なものであります。それが前審的なものになるという

点はこれは否定ができないかと思ひます。おまけに、裁判にかかりまして、行政事件訴訟特例法で仮処分なら仮処分をしようといつてもそれは駄目で、恐らく最近の事例から考えまして、恐らくこの行政事件訴訟特例法の十條二項の但書ですが、発動になることだと思ふのであります。が、そうすると事実上公安審査委員会の決定というものが前審的なものになるんじゃないかと、かように考えられるのであります。が、そういう構想の下で、なおそれを裁判所としては好ましいと考へられるであらうか。これは憲法の原則は申上げるまでもございせんけれども、私は新憲法の下においては、英米式と申しますか、行政国家主義に對して司法国家主義といふことはできなくとも、司法権の地位といふものは相当高く位置づけられてゐる。それをこの法律によつて崩すかどうか。こういう重要な問題をこれは含んでおりますだけに、鈴木人事局長の答弁ということになり

ますけれども、これは裁判所として、公式であるかと非公式であるかと、私は整理せられるべき問題であらう。具体的にその間の正式な判断はこれは個々の事件によつて裁判でなされることだと思ひますけれども、こういう司法権の地位を低めるような法律が望ましいかどうか。この点になると、私はお答えはおのずから明らかではないかと思ふのであります。前言と今の答弁との間には少くともニュアンスの間に違ひがございますが、重ねて御答弁をお願いいたします。

（委員長代理左藤義詮君退席、委員長着席）

○説明員（鈴木忠一君） この前の只今

お読み上げになつた私の答弁は、行政裁判所を復活するといふことが好ましいか好ましくないかといふことについて抽象的にお問ひになつたように私は存じましたので、その点について行政裁判所を復活させるといふようなことは勿論好ましくないと思ひますが、これは論議の必要はないと申し上げたつもりであります。殊に、この破壊活動防止法案による公安審査会の処分が前審になるか、前審にならないかといふ点についても、御疑問があるようにそのときも拝聴いたしましたし、殊に只今伺いますと、前審になるといふことは疑問がないように述べられましたけれども、意味をどういふように御解釈になつておられるか、そういうような疑問がそのときもありましたし、現在もありま

す。私が解釈する私の解釈に従えば、この法案によつて公安審査委員会がするところの処分は、これは通常の裁判所に対するいわゆる前審という意味ではないと私は解釈いたしておるのであります。飽くまでこれは行政庁の処分であつて、この裁判が一審、二審と審級が流くという意味で、専門的に申せば前審という意味ではないと私は解釈しております。ただ処分がされて、それが裁判の対象になるのだ、而も処分が効力を生じてそれが裁判の対象になるのだという実質的の意味に着眼なさつて、恐らく前審という言葉をお使ひになつておられると存じます。その意味では確かに処分がきまつて、そうしてその当否が裁判所によつて審査されるといふ意味においては、実質的の意味から言へば、一度行われた処分をその当否を審査するといふ意味で前審といふようなことが言われるかも知れませ

んけれども、専門的な意味では前審ではないわけですから。それから、こういう行き方が裁判所として好ましいか好ましくないかといふことを言われましても、若しそういう行政庁の処分をすべて今吉田委員が言われるような意味で前審だと解釈して、そういう前審的な今言れるような意味で前審的な作用を行政庁にすることが好ましくないといふことになりまして、これは行政庁の本来の作用といふものをかなり制限をしたものになつてしまふのじやないか。只今同じような行政庁の処分が原則として裁判所の裁判の対象となつておりますが、その中には、今同じようなすでに処分を受けて、そうして更にそれに対して異議の申立てをするとか、不服の申立てをするとかを經た上で更に裁判所へ来るような建前の場合が幾つもございますので、そういう点から比べてみて、このために裁判所の権限が特に侵されたのだ、裁判所がそれでいいのかとまで言わなくてもいいのではないか。勿論、行政庁の処分にしては、私人間の争ひにしろ、当事者がその法律的な適否を争う場合には、原則として裁判所の判断に委ねられますけれども、一方において裁判所がみずから行政処分を、実質的な行政処分を裁判の形においてやるということも裁判所としては遠慮をしなければならぬ。これはもう三権分立の上から申しましても当然なことなのであります。若しここに問題になつておるような処分を裁判の形式でやるかといふ点から見て裁判所がやはり自分の職分

を執行するといふ意味で前審といふようなことが言われるかも知れませ

を、憲法の規定するところの自分の職分を十分意識して主張すべき場合には主張すべきであるけれども、自分の職分を實質的に逸脱するような虞れのある場合にはやはり反省をして、そうむやみに手を下してはいけないんじゃないか。本来裁判所が自分の職能に属すべき場面の作用をする場合に出て、活動をして、初めて裁判所の本来の職分を尽せるのではないかと、こう考へておるわけでありませう。

○吉田法曹君 議論を申し上げたくないのではありませんが、新憲法の七十六条の精神から言ひましても、或いは三十二條の精神から言ひましても、裁判を受ける権利を奪はれることは、ないというものは、国民の権利義務の制限は裁判によつてのみこれは受ける、こういう國家權力の制約を講じたものであつて、行政裁判所によつて國民の權利義務が勝手に制約せられるならば、これは會々のような行政專制、或いは國民權利義務の制約がどん／＼できて参る、こういう意味で、三十二條にしても七十六條にしても私は設けられておるものだと思つてゐます。それを行政機關で行政処分をやつて、そしてそれに裁判所のような手続で審理をする、そしてその処分は裁判にかけることはできるけれども、その裁判所に持つて行つた場合に、行政権から異議を申立て、その裁判権の行使をストップすることもできる、こういうことにすることが新憲法の精神に反するかどうか、反するのではないかと、この議論の趣旨であります。なお先ほど申し上げましたように、前審であるといふはつきりした断定ではございませぬけれども、事實上の前審的なものになるといふ

点もございませう。それから事實上恐らくそれは裁判所で認定をせられて認められるところであらう、こういう機構の下で、果して裁判所としては新憲法の下における裁判所の地位或いは機能というものについて侵されることがあると、憲法の精神からして望ましいかどうか。この点は私は当然望ましくないとおつしやるのだと思つておつたんですが、意想外な御答弁を承りました、それが、そういう一般的なものもあり、特に行政事件訴訟特例法第十條二項但書は問題のあるところだと思ひます。これはその間の事情をよく知つておられる参議院の法制局長も平野事件がなかつたならばあいつた条文は入らなかつたであらう。こういうことを言つておられるところから言つても、あの行政事件訴訟特例法第十條二項但書といふものは新憲法の下において望ましいか望ましくないかと言へば、これは明らかだと思ひます。それからもう一つ具体的に申し上げますと、刑事訴訟法二百五十六條六項、これは訴訟法に比べると、私は申し上げるよりも皆さんのほうがよく御承知だと思ひますけれども、起訴状には、裁判官に事件につき予断を生ぜしめる虞のある書類その他の物を添附し、又はその内容を引用してはならない。こういう精神から言ひましても、調書なり或いは公安審査委員會の決定の請求書及び証拠等が出されてこの二百五十六條六項の精神にも反するのではないかと、この気がいたします。それから破防法二十四條三項の裁判のこれは進行については、他の訴訟の順序にかかわらず、速やかに百日以内に裁判をするようにしなければならぬ、こういう、これは法律によつて裁判所が動くんだと言へばそれまでありますけれども、事實上は行政機關の行動について裏付けをせよと申しますか或いはその方向に裁判所が動くというこれは条文だと思ひます。これはありますが、こういう点についても、これは裁判所の自由心証主義と申しますか、或いは裁判の自主性といふものが何ら影響せられるところなく、新憲法の下に与えられた裁判権の地位を重からしめるものであつて好ましいものであるとなお言へますかどうか、二三具体的な例も挙げて御答弁をお願いいたします。

○説明員(鈴木忠一君) 裁判所の本来の使命は當事者の權利義務を制限をしたり、裁判自体によつて制限をしたり、權利を奪つたり、權利を奪つたりするものではなくして、本来の裁判の使命といふものは、權利の存否或いは行為の適否といふようなものを判断するものが本来の裁判所の使命である。勿論裁判所が現在行なつておるものの中には、或る場合に當事者の權利を制限をしたり、禁止を命じたりすることもございます。例へばその最も著しい例は、仮処分の場合に當事者に一定の作為を命じ、或いは不作為を命ずるといふようなこと、これは結局當事者の權利を直接制限し、行為を制限したりする結果になりますけれども、これはむしろ裁判所としては例外なことではございませう。むしろ裁判所の本来の使命は、權利、義務の存否、何が法律に適合しておるか、しておらないかといふことの宣言が本来の使命であります。そういう点から言つて、この破壊活動防止法案で予定しておる

この処分というふうなものも裁判所でやればより公平ではないかと恐らく言われるのでありませうけれども、その實質は、先ほども申しました通り、むしろ裁判所によつて行政行為を行うのだということになる点、それから、そういう法律の目的としておるところの、そういう処分を裁判の形ですることが果して迅速に行われるか、而も裁判ですることが更に的確に行われるか、その的確と迅速という点のところを考えると、むしろやはり行政処分の形でやつたほうがいいのじゃないか。立法者は恐らく考えたのでありませうし、それを特に頭から否定するわけにも、やはり理論上参らないのじゃないかとも、こう思ふわけでありませう。従つてこれも行政事件訴訟特例法によつて、結局においては裁判所の問題となつて、裁判所が裁判をすることになるのだと思ひます。その場合に只今のような資料の点から言ひますと、行政庁のなしたところの処分、その他の証拠關係が、むしろ裁判所に対して有力に働きかけるのではないかと、こういうようなことを予想されて、その点についての意見も求められておるわけですから、理想といたしましては、裁判所における訴訟の場合には、できる限り當事者を平等の地位に置いて、その攻撃防禦の手段、機会等もできるだけ平等に置くのが建前であるわけでありませう。そういう点から言ひますと、場合によつて、この行政事件の場合には、當事者の平等の地位といふことは、若干通常の事件に比しては併し、私は一方において國家の權力を以て一つの処分をする場合であり

ますから、國家的なやはり權力と言ひますか、國家的な正確さといふものの裏付けがなければならぬわけなのでありますから、通常の民事訴訟に比べて攻撃防禦の点において若干對等の地位が失われるのではないかと、これは、恐らくこれは實際家としては肯定せざるを得ないと思ひますけれども、そこはやはり今言ひましたような点からして、事物の性質上若干仕方がないのじゃないか。その仕方がないといつて、然らば裁判所がそれにそのまま聽従するかと言ひますと、これはさつきも御指摘になりましたように、やはり裁判官が事實を認定するに當つては自由な心証によりましようし、そして本来行政特例法によつて行政官庁の処分も原則として裁判所に持出して争えるのだという精神を裁判官が忘れないで訴訟の指揮をすれば、形式上、形の上で、被告たる行政官庁の持つておる優位な面が、實際上は必ずしも優位に動かなくて落むのではないかと。これはまあ一つは裁判官の實際の訴訟指揮に際しての心がけにもよりましようし、本来、従来の旧憲法時代に例を主として、行政官庁の処分といふものは原則として争えなかつたのだといふ原則を私人の行為と同様に争わせる建前、精神を、裁判官が強く認識しておれば、その間の均衡がとれるのじゃないか、こういうふうに考へておるわけですから、それからもう一つは、行政事件訴訟特例法の十條の二項についての疑問もございませうが、これは裁判所が、裁判所の立場から申し上げれば、只今も申し上げましたように、行政事件をも全部原則として裁判所の管轄に置いて、裁判所の裁判を、判断を受けさせ

るという建前にした以上は、その必要がある場合には、裁判所が自由に処分を執行をも停止をする。そうして、それに對して總理大臣などは異議を述べ得ない。こういうようにして頂くのが、裁判所の立場からしては望ましいことである。言うまでもないのではありません。従つて、これは只今も御指摘になりましたように、この立法の際の特殊な事情等の影響もあつて、總理大臣の異議というやうな、かなり変則的な事項を入れたのでありますけれども、これが望ましいか、望ましくないかといふ点に對しては、勿論裁判所としては望ましくないわけでありまして、併しこれは立法上かやうになつておりますから、好ましくないにせよ、裁判所のほうとしては仕方ないものとしてやつておるわけでございしますが、正直なところを言えば、好ましくない立法であるわけでありまして、ただこれが、この破防法が仮に実施されるときに、一体どの程度まで總理大臣の異議というものを活用するか、これは必らずしも私もまだ十分な予想を持つておりませんけれども、恐らく実施されるとなれば、十條は全面的に活用されるわけでありまして、裁判所もときに停止をいたしましたし、總理大臣もそれに對して異議を申立てるといふことになることは、理論上想像ができることと存じます。

○吉田法晴君 これから先は議論になると思ひますけれども、新憲法の下において裁判所に大きな期待がかけられ、そうしてこの国家組織の上において相当高い地位が与えられておる。裁判所によらなければ國民の權利義務は制限せられないのだ。こういう期待を國民が持つておる際に、行政権がだん／＼大きくなつて参りまして、或いは立法権の關係においてもそうでありまして、けれども、司法権の關係においても大きくなつて参らうとする今日、そうして特に破壊活動防止法によつて、その第一歩が踏み出されようとするときに、好ましいか好ましくないかといふ問題について、行政事件訴訟特例法第十條二項但書は好ましくないと思はれますけれども、その他のものは仕方ないか、或いは攻撃防禦の点についてもアンバランスがあるだらうけれども、行政処分を国がやるといふのに法律で作られれば仕方がない。こういう御説明では國民の司法権に對する期待といふものは私は大きく今後減殺されて参ると思ふのであります。問題は、単に一つの行政処分の問題だけでなくして、行政権と司法権との憲法上におけるバランスがこれから破れて来るといふことを非常に慮れて御質問を申上げるわけでありまして、その点についての深い御考慮の欠けたことは極めて残念に思ふのであります。行政処分については、解散であるとか、或いは会社の解散であるとか、そういう問題とは違ひまして、会社の解散は或いは多少營業問題より大きくなるかも知れませんが、これだけ國民の權利義務に大きく關係のあります法律、そうしてそれが行政権によつてだん／＼処分されて参る、そうして事實上司法権の判断を求める、或いは司法権による救済を求める道といふものが残されておつても、それが事實上制限されて参るときに、司法権としてはどう考えられるか。こういう御質問を申上げていくと、この憲法の民主主義の原則、或

いはそれから来る司法権の地位といふものについて何らの大きな、何と申しますか、自負と、それから憲法に与えられてゐる権限の確保といふものについて御努力のない点について、甚だ残念に思ふのであります。御答弁について或いはそれ以上求めることはできないかも知れませんが、大きな不満を國民の名において私は裁判所に申上げておきたいと思ふのであります。曾て違憲訴訟の問題について、これは鈴木さんであつたかどちらか忘れませんが、裁判所にお尋ねしましたときに、その後の實際の成り行きとは違ひ、幸いにして最高裁判所の判断によつて違憲訴訟の問題が進められていくことを、私もはせめてもの慰めと申します。期待が背かれなかつたといふ点の喜びをここで表明しておきたいのでありますけれども、希望したいところとは、司法権の与えられた地位の確保に努力して参られることについて、今後とも強く要望して参りたいと思ひます。これは立法権について、これだけ反對してゐるものに国会が十分の考慮を払われなければ、立法権について、或いは政治といふものについて、國民が信頼を失う危険性があるといふことを、これは常識のある人たちが強く申されてゐるところであります。私は裁判権についてもそのことは言ひ得ると思ひます。裁判権について現在ではまだ大きな信頼と期待をかけておられますけれども、今後こういつた法律がだん／＼できて参るといふことになりますれば、或いは新憲法の下において国会なり司法権の制限のやうな事態が今後起つて参

る、そうした法律制定の場合に當つて、そういう御答弁では、新憲法の精神から申しましても、國民の期待から言つても残念だといふ点だけを申し述べて、質疑は終りたいと思ふのであります。何か御答弁が頂ければ……

○説明員(鈴木忠一君) 新しい裁判所に對して非常な御期待を持つていて下さり、そして激励をして下さる点は常に感謝してゐるわけでございまして、裁判所も國民の期待に副うべく努力は勿論いたしてゐることは言うまでもないわけでありまして、ただ今日御質問になりましたこの問題について、当初から裁判所の管轄にすべきか、それとも行政処分としてやるべきかといふことは、先般も申し上げましたやうに、かなり行政と司法との混淆をしてゐる境目の問題であるわけでありまして、事實やその他のことを考へると、理論上も極めて微妙な問題であるところである。境界線の問題であります。そこで、裁判所本来の使命から考へると、おれの領域なんだ、おれの所へ持つて来いといふだけの自信がないわけであり、正直のところ、立法でそういう問題を解決して当初から裁判所に持つて来る場合に、おれのほうは知らんといふことは勿論申しませんけれども、立法最中で、こういう法案が出ておる最中で、理論的に見て本来自己の領域に属さないのではないかといふ疑いがある問題にまで裁判所が手を差延べて、おれのほうに最初から持つて来いといふのは、やはり国会を無視し、行政権を無視し、或いは無視とまで言わなくとも、侵犯、犯すといふやうな虞れがあるのではないか、そういう点も考慮いたして正直なところを陳述して

おるわけですよ。別に勇氣がないとか、(笑聲)なすべきところをなさぬと言つてお叱りを受けるのは、どうも少し叱られ過ぎるのではないかとさううに感じておるのです。

○吉田法晴君 これは良心的な御答弁だといふことではありますけれども、疑問が残る。これは境界といふ言葉でございましてけれども、こういう法律がだん／＼できて参りますならば、或いは、前進、事實上の前進といふことが議論になりましたけれども、こういう制度が更に前進して参りますならば、これは方向をはつきりとしておると思ふ。或いはこの法律で企図いたしました方法が更に前進をして行くといふことになりますれば、これは裁判権として、或いは裁判所として問題だといふことは、これは当然お考えになつておると思ふのであります。で、そういう情勢の中において、この具體的な破壊活動防止法のやうなやり方、或いは制度について、好ましくないか、好ましくないかを伺つて参つたのであります。が、只今の御答弁以上に頂けないと思ひますので、これ以上の答弁はお願ひをいたしませんけれども、このみにとどまりませう、今後の行政権の司法権に對する優位といふものがだんだん前進するのではないか、こういう心配の下に御質問を申上げた点は了承を頂きたいと思ひます。

それから第三條の問題に若干入りますが、これは法文の中にはございせんけれども、提案理由の説明、それから吉河特審局長のお言葉にございまして、国家社会の基本秩序といふ言葉がございまして、これは先ほど法制意見局長官のお言葉によると、朝憲と

○政府委員(佐藤達夫君) 今の平和主義という点から申しますれば、明瞭にこの政治上の主義というものに入ると思います。

○吉田法晴君 或いは資本主義、社会主義、共産主義、議会主義、無政府主義と、こういうものと憲法の平和主義というものが同じであるといった御説

明は、これはそれが通るか通らぬか。その佐藤さん自身にお伺いを申し上げます。

○政府委員(岡之君) この政治上の主義若しくは施策という問題でございするが、これはすでに文書によつてお配りしたのであります。要するに今の平和主義であり、平和主義という一つの主義、これはいろいろ問題に関連して考えられるのであります。うが、さういふことを一つの主義といひまして政治上の行動の基準とするといふことになりまると、この法案の解釈からいひましては一つの政治上の主義とは見るべきものではないかと考えるのであります。

○吉田法晴君 共産主義、社会主義と平和主義が同じで、いわゆる一つのイズムであるという御答弁が通るか通らぬか、これは聞きとられる皆さんに御判断願つても明らかであります。問題は、憲法の原則として九条なり或いは前文その他にも謳つておられますけれども、平和主義といつたその平和主義が、憲法九条に表現せられておる戦争の放棄、或いは武装の放棄、或いは武力行使の放棄、これらのものをひつくるめて九条には謳つておられますけれども、前書きなり或いは憲法全文に跨がつておる大きな精神であることはこれは明らかであります。それで、何と申しますか、いわゆる政治上の主義として掲げられたようなイズムと、或いは憲法上の基本原則であるかどうか、この点になると、もう議論は明らかだと思つております。今のような御答弁では、これは国民ばかりでなく、誰が聞いてもはつきりしている問題だと思つております。いわゆる刑法で言います基本的な国家統治と申しますか、或いは憲法の概念になることは明らかだと思つております。これは憲法なり或いは憲法の基本的原則でなく、それは単なるイズムであると、こういう工合に御答弁になりますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 言葉を重ねますけれども、やっぱり古い言葉でいへば憲法を重んじ、国法に従うという言葉がありますけれども、国憲という文字とこの憲法という文字と違ふのではないかとどうも存ぜられるのであります。憲法というの、朝という字があらわします政治の機関を言つてゐるのではないかと。その政治の根源を扱つておる機関を覆すという効果を狙つて内乱罪といふものができておる。一九五一年のドイツの刑法にも内乱罪といふことが出ておられますけれども、やはり政治上の基本組織という言葉を使つてゐる。政治上の組織の破壊の関係を規定しておるわけでありまして、内乱罪といふ点から言つて、どうもそうではないか。これは裁判官ではございせんから、はつきりしたことを押付けがましき申上げることができないですけれども、どうもそういう気がしてならないのであります。

○羽仁五郎君 この憲法についての問答の繰返しは絶えないと思つて、この際のはつきり簡単にしておきたいと思つて、平和主義といふのは、今あなたのおつしやる政府機関の中に、戦争を目的とする機関を設けないといふことなです。いわゆるおつしやるように、平和主義といふものは、憲法に關係してゐる。憲法の中にそ

いう戦争を目的とする機関を置かない。置かないといふことにその意味があるのだらう。それから、この憲法の場合に絶えず旧憲法時代の解釈を引用されるのですが、これは意見長官が十分御研究下すつて、現在における意見長官の御意見、政府の御意見といふものを一つ示して頂いて、明瞭な氣持になつて頂いて、朝憲の問題になると、いつも旧憲法時代に戻りまして、甚だ残念です。若しそうなら刑法の改正から行かなければ、破壊活動の審議もできないといふことが、衆議院に出たのも尤もです。第一に、憲法の第一に挙げられるものは主権在民だと固く信じておる。これが国家制度や何かに現れておると思つてゐる。それを、いつまでも朝憲を乱れ、主権在民といふことは出たことがない。わずかに国家制度といふことにちよつと出るくらいのもので、我々の感覚とちよつと違ふので、残念に思つてゐる。が、次回に御答弁になるときは、第一に主権在民といふふうな挙げてもらいたい。

それで平和主義といふことは国権に属することであつて、我々の政府機関の中に、戦争を目的とする機関といふものの権力といふものを絶対に置かないといふ、不作為の、そういうことをなさないといふ意味において、国権に属すること、そういう点に、新憲法の、我々の日本国憲法の劃期的な、国家的な意義があるのに、何を好んでそれを又抹殺されようとしておるのかどうか。今はあれですけれども、次回ではその点ははつきりお答えを頂きたいと思つてゐます。

○政府委員(佐藤達夫君) 主権在民のことを仰せられました。我々は空氣のようにこれは当り前のことと思つておりますので、空氣の存在についてはつきり申さなかつた。御解釈下さい。平和主義といふことは主権在民とは違ふように思つておるわけでは。○羽仁五郎君 金森先生の話にも、四本の柱が民主主義と平和主義を先ず第一に挙げておられる。形式的には政府にある機関のいずれか知りませんけれども、併し反対に政府にそういう機関がないといふことを意味しておる。そういう点では、私はその憲法に属するものとは、国法のはうじやなくて、朝憲のはうじやうから、天皇の御聖と申す。今度は主権在民の御聖それから平和主義の御聖といふような意味が述べられることがこの際特に必要じやないかと思つてゐる。まあ御研究頂きたいと思つてゐます。

○吉田法晴君 あと特審局の活動、これは将来公安調査庁になつて、この法案の運営の中心になるわけでありまして、その点と、それから、この法案の事実上の前提になりました現実的緊急の危険といふ点で、メーデーの騒動事件についてお尋ねをいたしたいと思つてゐます。時間がどうかと思つてすけれども、それからもう一つ、その質問に入ります前に、機関誌の独立性について思ふ想が入るかどうか。それでは、この特審局の活動の点については先般秘密会を開いて御聴取願つたといふことではあります。或いは速記を止めて御答弁を願つても構わな

いのでありますけれども、一応御質問をして参りますから、一つ御答弁を頂きたいと思つてゐます。それは、私も考えますのに、現在ある特審局の活動、それから、これはどの程度まで関連があるかわかりませんけれども、警察の活動がございする。その一部については私も申し上げて参りましたけれども、それらがこれら法律が通りますといふと、はつきり法的な根拠を持つて公然と行われて参る。或いは更に大規模に行われて参るという点から、実体的に今までの活動を問題にしなければならんと考へるのであります。そこで、先ほど羽仁委員からもちよつと言及されましたけれども、先般九大に偽スパイといふ事件がございしました。偽であるかどうかはわかりません。と申しますのは、あの田中という男が捕われましたときに、福岡市警から、人身を拘束をして長くならば実力行使もやむを得ない、こ

ういふ電話がかかつて参つたといふことであります。そうしますと、ただそれが泥棒で特審局の委託調査費をもらつてやつておつたかどうかは知りませんが、あつたかのように考えざるを得ないのであります。まあいふものをお使いになつておるかどうか。これは直接特審局に關係が或いはないかも知れませんが、警察の人間であつたかも知れません。但し二日市に女があつて、そこ

でとつて来た学生の靴等を質に入れたことも明らかにしておきます。併しなから、捕まつたあとで、警察のほうから、いつまでも拘束をしておるといふことであるならば実力行使もあえて辭せない、こ

ういふお話をあつたこと

は、これは何らの関係がないとは考えられないのであります。そういうものをお使いになつておるかどうか。或いは一般的な問題になるかも知れませんが、お伺いしたいと思ひます。

○委員長(小野義夫君) 一昨日のことについては御答弁があつたのです。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小野義夫君) 速記を始め

○吉田法晴君 それでは九大の田中という問題については具体的には了承いたしました。ところが、その委託調査のやり方が具体的にどういうやり方でやつておられるか、それをもう少し詳しくお話を頂きたいのであります。或いは従来から言ひますとCICならCICの何といひますかこれは委託員であつたかも知れませんが、そういうような者がおりました、警察でもない。特務局でもない。ところがこれは前の特高時代に追放を受けたような諸君が事実上使われておる。そういうものを特務局で委託調査ということでお使いになつておるといふことはございせんか。

○政府委員(吉河光貞君) これはこの間の秘密会で……。

○委員長(小野義夫君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小野義夫君) 速記をつけ

○吉田法晴君 それから特務局が委託調査をせられるであろうと考えられるものの中で、或いは昔の共産党員で、今から言ひますと共産党くずれということになるかも知れんと思ひますが、

そういうものを通じて委託調査をせられておるといふようなことはございせんか。

午後四時五十六分速記中止

午後五時二十三分速記開始

○委員長(小野義夫君) 速記を始め

○吉田法晴君 警察官との協力関係ですが、二十七条とか二十八条とかの関連になりませんが、これは事実問題として、従来警察に捜査二課と申しますか、こゝろいつた思想と申しますか、或いは組合活動と申しますか、そういうものを調査しておつた、或いは捜査といふのかも知れませんが、これも機関があつた。それとこの二十七条と二十八条との関連はどういうことになりま

○政府委員(吉河光貞君) 捜査二課、捜査二課でございますが、こゝろいつた方をして警察もないわけではな

○委員長(小野義夫君) 私に聞き及んで

○吉田法晴君 警察官との協力関係で

○吉田法晴君 従来捜査二課と申しま

ております。それ以外に常時必要な情報との交換といふことは、その情報を必要とする部局に連絡するようにしてお

○吉田法晴君 従来捜査二課と申しま

○吉田法晴君 考えをお持ちになつて

○吉田法晴君 考えをお持ちになつて

○吉田法晴君 考えをお持ちになつて

○吉田法晴君 考えをお持ちになつて

○吉田法晴君 考えをお持ちになつて

○吉田法晴君 考えをお持ちになつて

るわけでありすが、そういうことは

○政府委員(吉河光貞君) 警察内部の

○吉田法晴君 考えをお持ちになつて

○吉田法晴君 考えをお持ちになつて

○吉田法晴君 考えをお持ちになつて

○吉田法晴君 考えをお持ちになつて

○吉田法晴君 考えをお持ちになつて

○吉田法晴君 考えをお持ちになつて

なる部面もあり、又警備上から得た情

○吉田法晴君 考えをお持ちになつて

○吉田法晴君 考えをお持ちになつて

○吉田法晴君 考えをお持ちになつて

○吉田法晴君 考えをお持ちになつて

○吉田法晴君 考えをお持ちになつて

○吉田法晴君 考えをお持ちになつて

○吉田法晴君 考えをお持ちになつて

れども、警察官等が自治警の範囲内に入つて情報活動をやるということ、或いは特高警察的な活動をするということとは、これは防げないばかりでなくますます助長して参ると思う。そしてその運用については警察のことだからというので皆さんも責任をお負ひにならないという結果が出て参つて、私どもの心配しますような特高警察の復活或いはその運営について昔の或いは今までありましたような運営が行われて行くということとは、これはどうも今の御答弁を以てしても措置困難だということになるのではないかと思ひます。これについて先ほどのような弊害阻止の具体的な方法についてもつと承わらないと安心ができて参りませんが如何ですか。

○政府委員(吉河光貞君) この問題についてお答えしたいのであります。第一は、警察が高齢化しているのじやないかという御指摘でございますが、私は現在の警察が高齢化しているというのではないかと考へております。ただ先般来御指摘の追放八幹部の所在調査につきましては国警も自警も相当努力されておりました。この面でも相当活動をされておりました。特高警察ができたというふうには考へていないのであります。

第二の点につきましては、只今も御指摘がありましたが、公安調査庁が必要とする情報、資料は成るべく自分の手で賄つて行きたい、警察はやはりそれ自身で情報活動を必要とするとは私考へています。警備活動をするにいたしまして、犯罪捜査をするにいたしまして、これは情報活動にわゆる広情報活動は絶対に必要ではなからう

かと考へております。その面を逸脱するような情報活動はこれは好ましくないと考へております。私どもとしては公安調査庁にいたしまして破壊活動防止法案の運用に必要且つ相当な限度において、これはやはり情報活動は絶対に必要だと考へておりますが、その必要のために警察が本来なすべき情報活動以上の情報活動を私のほうからさせるようなことは絶対に慎みたいと考へております。

○吉田法務卿 警察が全部を上げて特高警察になつていくことを申し上げておるわけではございません。その警察の中に特高的な或いは思想調査をやるような人と申しますか或いは部面ができておる。これは先般参議院に東大事件に關連して三名の警官を呼んで調べたときにも、ほかにも廻つておるといふお話でありますけれども、その日常活動の大部分が東大の中に入つて警察予備隊員募集にこそ寄せ先生の身許調査をやつておつた、これは初めは否定せられましたが、これは初めには職務上やつたということを認められておつた、そういうようなことが偽証の問題と關連して真実を述べられ、これは否定することはできないと考へる。又地方の例を引かれたが、

然言ひ得ることだと思ふのです。そうするとそれは捜査二課であるか、捜査の二課の中であるかは知りませんけれども、そういう担当者、言い換へると思想警察を担当する人ができて来る、現にできておる事実も否定するわけには参らん。それと特審局との間の二十

七条、二十八条があればつながらきて来る、それは特審局としては必要最小限度にとどめたい、それから直接やりたいといふお話であつても二十七条、二十八条があり、そしてそのために特審局から警察に金が出ると、こういうことになれば、今の警察の中にある特高的な部分を育てて行くといふことは阻止するわけには参らんと考へる。而もお話のように警察の点についてお話し上げると、警察のことはおれの範囲内ではないかと言われまますが、その警察の活動は窮極においては公安調査庁の調査活動の線において警察に特高的な部分がござい、そして一律に働くこゝろいうことになる。それは成るほど給与その他は国警なり自治警から出るでしよう。併しその活動は特審局の或いは公安調査庁の線に従つて動くといふことは当然のことになつて参るじやないか。そしてその警察の活動の中にに行過ぎがあつたとしても、こゝでやつてみてもそれはおれの範囲内ではない、こゝいうことになつて、先ほど来挙げましたような弊害については何ら補償をやらぬ、恐らく今後といえども一々そういう問題について私ども責任を負ひません、こゝいう御答弁になつておるのです。そういう意味から言へば或いは二十七条とか二十八条を削つてしまつて、公安調査庁が自分でやられるのだ、これでやるならその弊害

は防ぐことができるかも知れません。二十七条二十八条を除いておいて、そしてその活動についてはどの程度であるかはとにかくとして、金も持つておるということになると、その弊害はこれは救済すべくもない。或いは私どもが抑えようとしても抑へることができない、これは当然だと思ふ。如何なる名案をお持ちでありますか一つ承わりたい。

○政府委員(吉河光貞君) 吉田委員の御質問は、特審が思想調査をやることを建前として、その結果警察にもこゝういふ思想調査をさせているのじやないだらうか、或いはそういう警察が若しやつていゝとすれば、そういう思想調査の情報でございませうか、こゝういふものを非常に歓迎するのじやないだらうかといふ御前提に立つた御質問ではないだらうかと思ふのでございませう。私のほうは警察にこれまでも思想調査を頼んだことは絶対に一回もありません。で又そういうことを私が好ましいこととして助長するようなことをしたこともありません。今後といえども警察に思想調査をやらせてその成果を頂戴するといふようなことは絶対にすべきではないと考へております。

○吉田法務卿 思想調査をやらせないとか大みえを切られましたが、警察の活動については先ほど来申し上げましたからこれは繰返しません。それから公安調査庁は破壊活動の調査をやられる。この建前であることもこれは承知をいたしておきます。併し公安調査庁が治安警察であるといふ点はお認めになつて参りました。治安警察の活動が破壊活動防止法の対象になる破壊活動を調

査して廻るといふときに、思想調査には絶対になりませんといふこゝういふお話でありますけれども、その点はこれは大きな疑問が残つております。この点についてはこれは調査庁自身の問題かも知れませんが、今公安調査庁自身の問題を問題にしているのではなくて、警察において先ほど申しましたような身許調査をやつたり、或いは破壊活動防止法反対の言辭を吐いた者を調査して廻る、こゝういふ活動をしている警察と今後とも連絡をし、そして二十七条、二十八条と、それから金をやるということによつて、そういう警察の動向をこれは助長することにはなつても決してやめさせることにはなりはせんじやないか。これは二十七条、二十八条が、金をやるということ、それから思想調査はやらんといふことでも、その思想調査の前段の、前段といふか或いは後段かも知れませんが、破壊活動の三つの一、二、三、それから二の二の活動を調査することになりますと、思想活動調査と破壊活動調査との間には私は紙一重しか間はないと思ふのであります。それは現にやつてゐる警察の活動をとめるわけにはなかなか参りません。それをとめる方法を具体的に一つお示しを願ひたい。

○政府委員(吉河光貞君) 私といたしましては、これは仮定の問題でございませうが、警察が思想調査、思想統制に直るような取締を實現するために思想調査をやるというところは決して好ましいことではない。仮にこゝういふことをやつておれば、むしろこゝういふことが適當、妥當ではないかと考へております。で、公安調査庁の運営にいたし

査して廻るといふときに、思想調査には絶対になりませんといふこゝういふお話でありますけれども、その点はこれは大きな疑問が残つております。この点についてはこれは調査庁自身の問題かも知れませんが、今公安調査庁自身の問題を問題にしているのではなくて、警察において先ほど申しましたような身許調査をやつたり、或いは破壊活動防止法反対の言辭を吐いた者を調査して廻る、こゝういふ活動をしている警察と今後とも連絡をし、そして二十七条、二十八条と、それから金をやるということによつて、そういう警察の動向をこれは助長することにはなつても決してやめさせることにはなりはせんじやないか。これは二十七条、二十八条が、金をやるということ、それから思想調査はやらんといふことでも、その思想調査の前段の、前段といふか或いは後段かも知れませんが、破壊活動の三つの一、二、三、それから二の二の活動を調査することになりますと、思想活動調査と破壊活動調査との間には私は紙一重しか間はないと思ふのであります。それは現にやつてゐる警察の活動をとめるわけにはなかなか参りません。それをとめる方法を具体的に一つお示しを願ひたい。

○政府委員(吉河光貞君) 私といたしましては、これは仮定の問題でございませうが、警察が思想調査、思想統制に直るような取締を實現するために思想調査をやるというところは決して好ましいことではない。仮にこゝういふことをやつておれば、むしろこゝういふことが適當、妥當ではないかと考へております。で、公安調査庁の運営にいたし

査して廻るといふときに、思想調査には絶対になりませんといふこゝういふお話でありますけれども、その点はこれは大きな疑問が残つております。この点についてはこれは調査庁自身の問題かも知れませんが、今公安調査庁自身の問題を問題にしているのではなくて、警察において先ほど申しましたような身許調査をやつたり、或いは破壊活動防止法反対の言辭を吐いた者を調査して廻る、こゝういふ活動をしている警察と今後とも連絡をし、そして二十七条、二十八条と、それから金をやるということによつて、そういう警察の動向をこれは助長することにはなつても決してやめさせることにはなりはせんじやないか。これは二十七条、二十八条が、金をやるということ、それから思想調査はやらんといふことでも、その思想調査の前段の、前段といふか或いは後段かも知れませんが、破壊活動の三つの一、二、三、それから二の二の活動を調査することになりますと、思想活動調査と破壊活動調査との間には私は紙一重しか間はないと思ふのであります。それは現にやつてゐる警察の活動をとめるわけにはなかなか参りません。それをとめる方法を具体的に一つお示しを願ひたい。

査して廻るといふときに、思想調査には絶対になりませんといふこゝういふお話でありますけれども、その点はこれは大きな疑問が残つております。この点についてはこれは調査庁自身の問題かも知れませんが、今公安調査庁自身の問題を問題にしているのではなくて、警察において先ほど申しましたような身許調査をやつたり、或いは破壊活動防止法反対の言辭を吐いた者を調査して廻る、こゝういふ活動をしている警察と今後とも連絡をし、そして二十七条、二十八条と、それから金をやるということによつて、そういう警察の動向をこれは助長することにはなつても決してやめさせることにはなりはせんじやないか。これは二十七条、二十八条が、金をやるということ、それから思想調査はやらんといふことでも、その思想調査の前段の、前段といふか或いは後段かも知れませんが、破壊活動の三つの一、二、三、それから二の二の活動を調査することになりますと、思想活動調査と破壊活動調査との間には私は紙一重しか間はないと思ふのであります。それは現にやつてゐる警察の活動をとめるわけにはなかなか参りません。それをとめる方法を具体的に一つお示しを願ひたい。

○政府委員(吉河光貞君) 私といたしましては、これは仮定の問題でございませうが、警察が思想調査、思想統制に直るような取締を實現するために思想調査をやるというところは決して好ましいことではない。仮にこゝういふことをやつておれば、むしろこゝういふことが適當、妥當ではないかと考へております。で、公安調査庁の運営にいたし

査して廻るといふときに、思想調査には絶対になりませんといふこゝういふお話でありますけれども、その点はこれは大きな疑問が残つております。この点についてはこれは調査庁自身の問題かも知れませんが、今公安調査庁自身の問題を問題にしているのではなくて、警察において先ほど申しましたような身許調査をやつたり、或いは破壊活動防止法反対の言辭を吐いた者を調査して廻る、こゝういふ活動をしている警察と今後とも連絡をし、そして二十七条、二十八条と、それから金をやるということによつて、そういう警察の動向をこれは助長することにはなつても決してやめさせることにはなりはせんじやないか。これは二十七条、二十八条が、金をやるということ、それから思想調査はやらんといふことでも、その思想調査の前段の、前段といふか或いは後段かも知れませんが、破壊活動の三つの一、二、三、それから二の二の活動を調査することになりますと、思想活動調査と破壊活動調査との間には私は紙一重しか間はないと思ふのであります。それは現にやつてゐる警察の活動をとめるわけにはなかなか参りません。それをとめる方法を具体的に一つお示しを願ひたい。

らどうなんでしょうか。

それからもう一つ二十七条、二十八条はこれによつて予算を獲得しようという、予算条文であるという醜評さがあるのですが、この二十七条、二十八条がなくても私は今の次長の言葉を借りて言うならば、公安調査庁が自分でやるという建前を本則にいたしますなうらば、その事実上の連絡はともかくとして、条文がなくてもやつて行けると考えるのですが、その二点はどうですか。

○政府委員(吉河光貞君) この二十七条は、事件に関する記録及び証拠書類の閲覧でございます。これはどうしても規制をいたしまして、これは或いは検察庁、裁判にもあらわれる記録であります、或いは証拠物であります。二十八条はいい面、積極面も考えて行きます、非常に少い公安調査庁の職

て警察及び国警、自治警等の方面における悪い情報でなくて警備上出て来る情報、犯罪捜査上出て来る情報をこちらにおいて利用すべきものは頂戴するという建前でありますから、只今閣政府委員からお答えいたしましたように、基本原則に立つてこれを運用する上におきましては弊害を除去すること

ができるものと確信しておる次第であります。

○吉田法晴君 二十七条は或いは書類の問題だから云々ということですが、それでは二十八条にしばつてもかまいませんが、先ほどお尋ねいたしました、まあ特審局はなくなり公安調査庁になりましようが、公安調査庁から警

うなんでしょうか。

もう一つ二十八条でなくとも事実上の関係でやられる分はともかくですが、そういう条文を残しておけばやはり若干の心配が残るんですが、削つたらやつて行けませんか。或いはやめたいませんか。

○政府委員(吉河光貞君) これは警察法にも国家警察並びに自治体警察は相互に協力するものとするという一つの精神を持ち出した規定でございます。公安調査庁が国警並びに自治警と互に協力してやつて行くという面は、相互の協力によつて治安を保持して行くという立て方として必要な規定であると考えております。なお自警方面に対する報償費その他につきまして、御質問の趣旨に則りましてでき得る限りこれをしぼつて行きたいと考える次第でございます。

○委員長(小野義夫君) ちよつと速記をとめて下さい。
【速記中止】
○委員長(小野義夫君) 速記を始めて下さい。

○吉田法晴君 公安調査庁と審理官の関係であります。公安審査委員会に対する請求は公安調査庁長官がやるという建前になっておりますが、実際の手續をお伺いするのであります。第一線におります公安調査官が調査をして、その審理官の審理を経ると、公安調査庁長官が名目的に書類を見るだけであつて、実際には末端の公安調査官が調査をして、その審理官の審理にかけ、それから公安調査局の局長まで見られるかどうかはわかりませんが、実際は審理官の審理で以て書類がでる上

がと、こういうことになるのじやないかと思われのですが、その辺の実際の手續の運営をもう少し具体的に承わりたいと思ひます。

○政府委員(關之君) この法案におきましては、審理官は調査庁長官によつて任命されまして、責任を持つて意見を、弁解を聞きまして、その責任において調書を作り、証拠を調べ、相手方の弁解を十分に聴取して一切のものを整理するわけでありまして。請求は公安調査庁長官がいたすわけでありまして。そこで審理官は、自分の調べた意見弁解を聞いた一切のものを長官に提出いたしましたして、長官がこれを判断いたしましたして請求すると、こういうことになるわけでありまして。併し官庁の事務といたしますれば、公安調査庁は、一人の長官の下に以下多くの次長或いは部長或いは各調査官というような補佐官がいて一体となつておる一つの役所でありまして、長官は一つ自分が見ることはもとより不可能でありまして、自分を見えさせ、そうして最後に自己の責任においてこれを判断して請求をする、かような実際の事務の運用に相成るものと思ふのであります。

○吉田法晴君 今一体という言葉がありました。一体といふ場合に、その検事一体の原則なるものが働かどうかという質問が過去において伊藤委員からなされておるのでありますが、實際問題としては、審理官で調書をこしらへると、あとは本局と申しますか本局あたりで書類を見られるかも知れませんが、今のお話のように名目とはちよつととして実際には長官がそこで調書を作り直す云々ということでは

なくて、長官の名前で用意してある請求書に判を押して出すと、こういう實際になるのではないかと。そうすると、調査官と、調書を作成するのは審理官が作るということになりまして、実際の書類の整理は審理官のところでき上つて、あとは形式だけではないだろうか、この感じがするものであります。そうであるならば、もつと調書にしても本局で作成するという手續をとられるのかどうか、その点を一つ。

○政府委員(吉河光貞君) 長官につきましては、いさゝくも請求するようないやうな場合に、その証拠物並びに調書並びにその他の書類を検討しまして、自己の高まいた判断、高まいたと語弊がございますが、判断において、責任においてやはりやるべきものと考えております。

○吉田法晴君 そうすると、長官が手許に参りました調書、証拠等について補正をするというか或いは書換える、そういうことがあるのですか。

○政府委員(吉河光貞君) さうなことは、いさゝくもできた調書を勝手に書換えるというふうなことはありません。
○吉田法晴君 そうすると事実上調書、証拠は審理官のところからそのつたものを持つて来て処分請求書を長官が書く、長官の実際には幕僚と申しますか、本局の部長であるか部員であるか知りませんが、そこで書いて出される、こういうことになるのであります。

○政府委員(吉河光貞君) 最後に請求書類が長官のところ参ります前に、長官は随時部下から報告は受けると思うのであります。そういったし

て最後に長官が証拠物並びに調書等を検討されまして、これは請求すべきでないかと判断した場合におきましては勿論不請求、規則処分を請求しないことに決定されるものと相成ります。これは請求すべきものと自己の責任において判断した場合におきましては長官の責任において請求をするという、こういう建前になるかと思ふのでございます。

○吉田法晴君 そうすると処分請求書の中味がどういふことになるか知りませんが、最初考えましたのは、きまつた処分請求書の印刷されたものがあつて、それに判だけおして出すかのように感じたのであります。そうじやなく、処分請求書にしても、まあ判決文じやありませんが、起訴状のようにいつと書いて行く、その中には調書のままでなくて、調書の内容或いは証拠をとり入れて書直すという何です。新たな判断も加つて処分請求書を書く、こういう構想なのですか。

○政府委員(關之君) この問題になりますのはどういふ事実、どういふ証拠によつて規制すべき原因、第四条、第六条の事項に該当するや否や、如何なる証拠によつて認められるかという問題であると思ふのであります。この証拠は客観的なものでありまして、長官或いはその長官の下にある部員が偽造するとか勝手に作り直すといふことはできないのであります。さうな客観的な証拠、そういうものを基礎といたしまして如何なる事実が如何なる場合にこれに認められるか、そしてそれによつてそれならば四条の請求にするか、六条の処分の請求にするかという問題が出て来るわけでありまして。か

うな経過をたどつて判断をいたしました。そして、処分請求書を作成し長官の責任において最後の決定をいたしてこれをなす。そこに印刷してある紙を勝手に便宜使つて、安直にやるといふことは考えられないのであります。おおよそ団体規制という重大なことでありますからして、長官も若しこれが間違えれば、先ほどお話が出たやうな何らかの責任も考えなければならぬといふやうな問題さへ加味される問題でありますからして、慎重にその全責任を持つて判断されて処理されるというところに相成ると思ふのであります。

○吉田法晴君 これは過去の事例から考えられることであります。過去の事例というそれは治安維持法その他法の体系が違つたことによるかも知れませんが、實際問題として調書をこしらへましたならば、その調書をこしらへる際に本人に認定をさせる、認否を求めさうして書上げましたものがこれが一番大きな審理或いは決定を左右する要素になると思ふ。それで今承りますと調書のほかに処分請求書を書くといふことによつて調書の選択なり、或いは証拠の選択等は長官が処分請求書の中で任意やるのだといふことで、調書なり証拠といふものが処分請求書の段階で相当動かすやうなお話でありますけれども、實際になればなか／＼それは困難じやないか。それで調書をこしらへる際に勿論証拠の選択があるでしょうが、その調書によつて殆んど全体の運命がきまるのじやないか。こういう感じがいたしますが、その点については治安維持法の経験とそれから教訓という言葉

はあれであります。板木郁郎氏が治安維持法の場合の経験からして破壊活動防止法の眼前の事態についての意見を述べておられますが、その際に今の調書、証拠といふものの中での調書の決定といふものの中での調書が殆んど事実認定をきめてしまふのじやないか。そうしてあと処分請求書も、それから審理の場合も極めて動かしたいものになるのではないかと、う心配をいたします。今、処分請求書の内容に調書をお尋ねをするわけでありまして、調書の内容が処分請求書を書く場合にどの程度動くのか。

それから二点は調書が処分請求書の内容をも相当決定し、或いは審査委員会の審査も事実上動かさなければならぬという疑問に對してどういふ工合に考えておられるか、或いはその過去における弊害を直すにはどうする御構想であるか。

○政府委員(關之君) この吉田委員の今お尋ねの調書というの言葉は本法案におきましては第十六条に調書というものが書いてあるわけでありまして、そこでお尋ねのこの調書がこれに當るのかそれとも広い意味において、まあ過去の治安維持法などにおける聞き取り……

○吉田法晴君 この調書です。

○政府委員(關之君) それならば私どもこの法案について考えておるところは吉田委員の今のお尋ねの点とは少し違つて思ふに思ふのであります。と申しますのは、この法案におきましては一切の団体規制の証拠、これは事実を証明する証拠でありますし、その証拠は公安調査庁長官が責任を持つてこれを収集するというところに

相成るわけでありまして、そこで二十六条以下のこの規定によりまして各種の調査をいたしまして、第十一條に基いてどうもこの四條、六條の規制処分の請求をしなければならぬのではないかと、こういうふうに一応疑いを持つわけでありまして、それを持つには持つだけのすでに十分相當な証拠を持たなければならぬわけでありまして、四條、六條によりましてかような破壊活動をする明らかな虞れが十分に認められるというふうなさうな程度に至るまでの確固たる一応の証拠をここに収集していなければならぬわけでありまして、この証拠は団体の発行した各種の文書であるとか、或いは新聞とかいふものなものが証拠になるでしようし、大体それに準じた客観的な、誰が見てもこの疑いが十分明瞭であるという証拠をここに持つわけでありまして、そうしてその証拠があつてどうもこれは規制処分請求をしなればならぬ疑いがあるというふうなことを考へるので、そのときまで今申上げたような証拠を長官が持つておられるわけでありまして、そうしてかような次第で十條以下の規定に基きまして相手方の弁解を先ず聞く、それで弁解を聞くときに十條以下の規定に基いて相手方の団体のものに出て来てもらつて、そうして請求がありますれば自分の持つておる手持の証拠を全部向うに出しましてそうして弁解を聞く、その弁解の一切の経過をこの調書に作るわけでありまして、そうして調書はもとより書いたことは委員会におきまして判断の資料とは相成ると思ふのであります。が、むしろ問題は長官が集めたその基本となる証拠というやうなものが基礎になるわけでありま

して、それでこれらは調書にはその反証とかいふような経過が出て来るわけでありまして、そこでその点におきましては調書はむしろ相手方のそこに有利な弁解とか一切が出るという意味におきまして、却つて相手方の団体に極めて有利にこれを利用される、そうしてこの調書を見て、そうして成るほど相手方の弁解その他が成り立つということになりますと長官は請求しないということに相成るわけでありまして、実際の運びはさうなことに相成るかと思ふのであります。

○委員(小野義夫君) ちよつと速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員(小野義夫君) 速記を始めて下さい。

○吉田法晴君 今の御答弁ですと、審理官の審理は、前に長官が事実なり或いは証拠についてそろえて云々というお話ですが、法文を読んで参りますと、調査官が事実と証拠を集めてそして審理官の審理にかけるときにはそれを提出する、それを調査官のほうから出す、それから本人の意見、弁解も聞く、或いは反証も認める、そこで調書を書き上げる、そして審理官の作り出した調書と証拠とが長官の手許に届いて、そしてそこで処分請求書を書いて、これに調書、証拠を附加して公安審査委員会に出す、こういうふうに私は了解を來しておりましたが、ちよつと食違ひではないか。お尋ねをいたしておるのは審理官なら審理官の段階で作り出した調書というものは長官のところへ行つても殆んど動かぬやないか。或いは

は公安審査委員会の審査にかけて、それが事実上中心になつて審査を決定する方向に行くのじやないか。そうすると、これは警察それから検事局、裁判所と三つか、四つかの段階を経ておりますが、一番最初の警察官なら警察官のときの調書といふものがあつた検事の場合、予審判事の場合、或いは裁判所の場合にも相当拘束したように、審理官の調書といふものが事実上相當ものをいうことになるのじやないか、こういう点を申上げてその調書の事実上の効果について疑問を挟み、或いは公安審査委員会の審査が中心になるといふならば、或いは更に裁判を求めることが出来るというならば、そういう調書を含めて調書の問題について調書がどういふ工合に動いて行くかという点を

お尋ねしておるわけですか。

○政府委員(關之君) この調書は第十六条以下の規定に基いて公安調査庁の審理官がなし、相手方の意見、弁解を聞き、その手続の公正を担保するものであります。その期日に出来て来て当該団体の代表者又はその代理人がどういふ意見、弁解を述べどういふ陳述をし、どういふ証拠を提出するか、それら全部を一切審理するわけでありまして、それが公正に全部出来るわけでありまして、それがそのまま委員会に送られるわけでありまして、委員会ではその全部の事情を明らかにして、そうしてそれを審理の對象として判断をいたすというところになるわけでありまして、で、私どもはいたしましては、この調書は今申上げたように審理官の意見、弁解を聞き、その手続の公正を担保する上において極めて必要なもの

である、又有効なものであるというふうに考へておるわけでありまして。

○吉田法晴君 これは全体の規制の手続をどこに重心を置いてやつて行くかという点と関連をいたしておるので、公安調査庁調査官の審理を中心にする原案と、それから衆議院で修正になつた公安審査委員会の審査を中心にする考え方と、それから裁判によるべきだといふ場合の裁判中心の考え方と、考へ方によつてどこに重点を置くか、従つてそれがその結論である、或いはその基礎である調書をどこで整理すべきかという議論と関連をするのであります。が、例えば公安審査委員会の審査を中心にするといつたような衆議院の修正なり考へ方を以てしても、調書の内容を中心にするといふ考へ方をお捨てにならん限り、今の御答弁になるかと思ひますけれども、それでは折角衆議院のような修正をしても、或いは裁判の途をあげるというても、實際問題としてはその審理官の審理の調書といふのは、その後の審理なり或いは裁判の極めて中心的な役割を演ずるのじやないか、こういう意見を含めて申上げるのであります。

御答弁にかかわらず、一度作つた調書といふものは、それが審理その他を含むといつたとしても、或いは意見、弁解なり、或いは反証なり、或いは反証を含んだといつたとしても、調書の発言力と申しますか、これは決定的なものじやないかという点はどう考へておるのか、この点はどうか。

○政府委員(關之君) この法案の立て方は団体規制処分を行政の処分として

立てておるわけであり。御指摘のごとくどういふふうにしてこれは立てるかという問題とも関連して来る問題であり。行政処分としてこの法案は立てられて、そして公安調査庁長官が一切の責任を持つて証拠資料を収集して委員会に請求するという立て方をとつておるわけであり。そのようなこの法案の基本的な考え方、下におきまして、かような審理手続をいたしまして、そして相手方の意見を、弁解を十分聞いてその経過を調査に明らかにするといふふうに進び、そしてさうにやるのが最も公正を担保する措置であり、相手方の弁解の趣旨を委員会に最もよく反映させる途である、かように私も考へておる次第であります。

○吉田法晴君 基本的に意見の食い違ひがありますから余りもうこの問題について申し上げませんが、審理の手続の内容にも関連をいたしますけれども、公安調査庁の審理が中心になるか、或いは公安審査委員会の審査が中心になるか、この点に關連して公安審査委員会が決定をするということになるならば、公安審査委員会の審査が中心になるであらうし、或いは書類を作るにしても十六条に書いてあるのは、これは法的に調査の根拠を持つわけであり、法的に調査の根拠を持つ、或いは法的意味を持つ調査であるならば、十六条のところでなくとも、もつとあとで考へべきが適当じゃないか。或いは更に裁判によるべきだという議論になりますと、その裁判の公正を確保する意味において、調査らしいものを前の段階において作ること、これはやつぱり遠慮をする、こういう議論になつて参

ると思ひます。その点は基本的な意見の食い違ひがあるといふことで打ち切るほかにないと思ひますが、一応衆議院の修正を前提にいたしますならば、むしろ十六条の審理の場合に調査を作るのじやなくて、あとの公安審査委員会の場合に調査を作るといつたほうが修正の趣旨に合うのじやないか。この点はどういふ工合に考えますか。

○政府委員(關之君) 先に御説明いたしましたようなさういふ基本的な考え方からこの法案は建前を立てた次第でありまして、団体規制に対する証拠の収集と請求は公安調査庁長官において行なう、委員会においてはこれらを元にいたしまして、審査のために必要な補充的な取調をしてさうして決定をなさるかような建前をこの法案は考へておるわけであり。従ひましてこの法案の建前上、やはりこの調査は第十六条において、審理官のなすその公正を担保するといふ意味において、この規定は必要なのであると考へておるわけであり。

○吉田法晴君 今の御答弁を以てしても、公安審査委員会の審査が補充的なものであるといふことで、事実上は公安調査庁の審理官の審理が本質的なものである、中心的なものであると、こ

ういう御答弁だろと思ひます。そのうする決定はどこでするかというところ、公安審査委員会である。さうすると調査が中心のものになるというところになり。行政処分の決定がどこでなされるかという問題と関連して、御答弁のような審理官の審理の段階で調査を作ることが中心になるべきではないかといふことが言えると思ひますが、法文の建前とそれか

らその中における調査の意義からいひまして、これは矛盾があるように思ひますが、どうですか。

○政府委員(關之君) 十六条において審理官が、弁明の期日における一切の経過を調査に明らかにするといふことは、この法案の建前上どうしても必要な事項である。私は考へておるわけであり。委員会におきましても審査のために必要な取調をすることができ、必要範囲、程度においていたすべきものであります。これは吉田委員とは何といひますか基本的な考え方、さういふ行政の処分というふうな考へて参りまして、案が立つて参りますと、どうしてさういふ方法が最も正当なものであるといふふうな考へざるを得ないのでござい。

○吉田法晴君 今の御説明であるならば、審理官の審理が中心になり、さうしてその経過を記した調査が決定的なものになつて、公安審査委員会の審査は附け足りになつてしまふ、補充的なものになつてしまふ。これはお認めになつたことだと思ひます。それから最初の立て方との矛盾だといふ点も指摘をいたしまして、意見の相違になり。さういふから先はもう議論になると思ひますので一応終了。

それからは治安維持法の適用、これは判決がなくて釈放されているようであり。その場合の経験から考へまして、昔の押収物件、今度の場合には証拠といふことになるだろと思ひますが、久野さんが証拠物

件として一台のバスに一ぱいになるように書物を持つて行かれた、その中には非法文書はただの一冊も入つていなかった。ところがそのバスに一ぱいになるような書物が持つて行かれたので、自分の学者としての研究活動はこの押収によつて殆んど全く不可能になつてしまつたといふことが書いてござい。そこで今度の法律では、これは証拠として云々といふことになると思ひますが、証拠の取調の点については先般伊藤委員から御質問がござい。さういふ問題がござい。さういふ点について明文がござい。さういふ点について、任意に全部持つて行くことになり。これは学者の場合には研究活動が不可能になつてしまふ、或いは団体の場合にはその活動が不可能になるという点が出て参ります。証拠としてまあ押収といふ言葉を使うことが正しいかどうか。さういふ点、制限をする点について何らかの法文がなければその弊害を除去することはできないと思ひます。必要はないか。これについて明文化する必要はないか。その辺の心組を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(關之君) この二十六条以下は法案の調査の事項に關する限りにおきましては、すべて相手方が御提出になればそれをお預かりしておくと、建前に相成つておるのであります。さうして、お尋ねのような強制的に持つて行つてしまふという点はないわけであり。むしろその問題は刑事訴訟法の關連に相成ることかと思ひますが、その刑事訴訟法におき

まして必要の範囲といふふうなそれは限定されるべきものであります。から、新刑訴の人権を保障する各条章に従つて適切に運用されるものと私もは信じているわけであり。

○吉田法晴君 そうすると、任意提出といふことでさういふことができる云々といふ建前だといふことで、さういふ弊害といふか過去における行過ぎは是正せらるるといふべきであります。その点についてはこれは任意といふことであります。実際の運用の場合に相當の危険性を私も感じています。さういふことは、これは運用の面になるかと思ひますけれども、今の御答弁のような趣旨の運用を強く要望をいたしまして、この問題については重ねて御質疑を申上げることはとりやめ。

○羽仁五郎君 前の治安維持法時代にも任意提出といふことでどうも持つて行つたやうですね。ですから刑事訴訟法が新たになつてさういふ点はさういふ厳格になつて来ていることは問題ないのですが、この法律案で、かなり文化人が治安維持法時代に何から何まで持つて行かれたことの不安ですね、それを感じているかたが多いのです。さういふふうな文書の上にもその点を任意提出といふ口実で以て、いろいろ文書書いて、さういふものを持つていふことは絶対にやつてはいかないといふことを書いて頂いたほうがいいのではないかと思ひますがどうですか。

○政府委員(關之君) 御趣旨御尤もでござい。いやくも相手に強制すると強要するといふような点は厳に慎みますように、この点明らかにしたいと思ひます。

○吉田法晴君 これらの点に関連いた

しますが、この三法律の中心はどこにあるかと申しますと、私も破壊活動防止法を一生懸命に審議しておりますけれども、むしろ事実上の中心は公安調査庁設置法にあるんで、公安調査庁がどういう工合に運用せられるか、むしろこの点に問題が事実上はあるのではないかと。そこで特審局のような、或いは特審局に関連をして警察が行なつて来たような運用であるならば、この法の運用も非常に心配せられるということになつて参るのでございますが、公安調査庁については特審局時代とは全く違つて運営をするんだ、こういう御答弁でございまして、それは御答弁だけではどうも安心ができませんのであります。いまば公安審査委員会に對して原告側と申しますか、或いは檢察側の役割を果されるわけでありまして、訴訟の場合には檢察官の任用については適格審査委員会を設ける、或いは檢察審査会を設けてその運用について監視をする、こういう制度が設けてある、公安調査庁の中に監察制度を設けるというお話でありますけれども、その監察制度を檢察官適格審査委員会なり或いは檢察審査会のような、この民間人と申しますか或いは第三者を入れた監察制度を民主的にする、その運用が國民の権利義務に關しますだけに、檢察官同様の私は監察制度の管理が必要ではないかと考えるのであります。これらの点について具体案を示してお尋ねをいたしますが、どういう工合に考えられますか、この点を伺いたいと思ひます。

○政府委員(關之君) 監察制度につきましては、只今私どもが持つておる案

といたしましては、直接長官の下に一切他の部局の牽制を受けない独立なる一つの地位を持つた職員を置きまして、そうして各部について嚴重な監察をして行きたいと、かように考えているわけでありまして。お尋ねの檢察官の適格審査、これはもとより極めて立派な有効な制度でありまして、私も大賛同なことでございまして、私も併し何と申しましても相當の大規模な予算といふ／＼なことを必要とするわけでありまして、今お尋ねの特別、調査庁のそれにこれと同じような考えをとるかどうかという点は相當問題があるだらうと思ひます。

なお第三者を加えるかどうかという点であります。この点につきましては私も私どもとしては、法務府の人権擁護局にありまします人権擁護委員に、特に總裁のほうから特審局員の行動について嚴重な監視をして頂くようにとこの点はお願をいたしまして、そのほかからの監視、そうしてお氣付きの点があれば率直に長官のほうにお申出願したいというように特別にお願いいたします。第三者の意味の御批判を率直に外から受けて行きたい、かように考へておる次第であります。

○吉田法晴君 法制意見長官に伺いたいのですが、この法の立て方として、檢察官について今のような制度があつて、檢察官の檢察権の濫用について防止する法的な機構がちゃんとできておりますが、人権擁護委員云々というところで若干の構想は了解いたしましたけれども、法文の立て方として、これだけ問題になり或いはこれだけ國民の権利義務について危険があります法の運用について、なぜそういう点まで構想

はなかつたか。これはむしろ私どものほうで不思議に思ふくらいでありますけれども、そういう点についてお氣付きにならなかつたのか。或いは気が付いておられたのだけれども、故意にそういう点を、これは詳細にここに謳うわけには参らんかと思ひますけれども、これを準用すると申しますか、或いはこの法の中ではそういう表現方法しかできないかも知れませんが、それ、そういう御構想をなぜおやりにならなかつたかという点について伺いたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 今の例に出しになりました檢察官の適格審査委員会と、それから檢察審査会でありまして、これは檢察の建前から来ておる制度でございまして、只今のお話の筋からは実はちよつと違ふのであります。これは又後に御説明申し上げたいかと思ひますが、そのものはこの場合の例にはならないと思つておるわけでありまして。ただその一般的の御懸念は私は誠に御尤もだと思ひます。何とかして違法、不当の職權活動がなされないようにという保障の面から申しますならば、只今閣下から御説明申し上げましたような方法も勿論ございまして、又一つには公務員法の建前から申しますと、その点には更に又人事院が監視をしておる建前になっております。この法の運用において、私は新たな機構を作りませんでも動くのではないかと考へております。

これは余計なことではございまいけれども、実は御同様の心配から、人事院の或る当局者に、本局長官が一向動かない場合に、人事院としては本局長官に對して懲戒権の発動を求める規定が

ありまして、又本局長官が懲戒権を発動しない場合には人事院みずから代つてやるという条文すらあるわけでありまして。それで一体運用上どうなつておるかという点を聞いたことがございまして。ただ実際にそれを適用した例はないやうでありますけれども、直接人事院のほうに被害者と申しますか害を受けた人から人事院のほうに申告して来るのが相當あると言つておりました。それで私は或る程度は安心したのであります。そのほうの調整の機能を活用されれば相當のところまで客観的な公正なる判断ができるのじやないかと思つておりましたので、横道

○吉田法晴君 そうすると今の、筋が違ふからという理由はどういうことですか。かつたという理由はどういうことですか。

○政府委員(吉河光貞君) 私は終戦後檢察庁法を作るときに少し関与したのであります。檢察は御承知の通り一人一人が獨立の國家機關になつております。一人の檢察官は当該事件について全檢察を代表するといふやうな立て方にもなつております。併し起訴、不起訴といふやうな重大な権限を持つて、及びその犯罪捜査に關する権限につきましては非常に権限が重大であります。のみならず檢察官は身分保障の制度がございまして、普通の一般の行政官とは格段の違つた待遇保障の途がそこにあるわけでありまして。そういう檢察官につきましては檢察民主化のラインに沿ひまして、檢察官適格審査委員会というよ

うな制度を設けまして、立派な公正な檢察を養成して行くといふ立て方であらう制度が作られたものと考えております。

お尋ねの公安調査庁の調査官の問題であります。私率直に申し上げますと、公安調査庁といふものに非常に一つの立派な性格を築き上げる、全体としてその氣風の下にこの公安調査官が公正な職務の運用をやつて行くといふことが非常に大事だろつと思ひます。こういう面につきましては／＼な御要望、御忠告を賜りまして、こういうラインを生かして行きたい。これにつきましてもは職員の研修にも格段の努力を払いたい。なお職員の個々の行動につきましても、長官の監督権に基きまして監察制度も事実上内部的に設けて行きたいといふふうに考へておるわけでございます。その公安調査官の行方職務は任意調査でございますが、その影響するところが決して少くないといふ点に鑑みまして、十分そういう点につきましては内部的にもしほつて行きたい。更に人権擁護の部局にも、お願いいたしまして十分にそういう面につきまして行き過ぎのないやうに御協力を願ひたいといふやうな氣持でおるわけでございます。

○吉田法晴君 この公安調査庁として全体の氣風と申しますか、或いは規律と申しますか、そういうものを確立して参りたいといふお氣持はわかりますけれども、先ほどもちよつと触れまして、或いは本局におられます責任者の吉河さん、関さんあたりがどういふ役割を果されるかわかりませんが、皆さんについては審査についても、それ

から或いは運用についてもそう心配をしなくてもいいかも知らないと思ひますけれども、これからふやして行かれる、或いは現在これから調査官に任命せられたり審査官に任命される人がどういう人であるかという点を考えますと、伊藤委員との質疑等もございまして、七級以上というのですか、或いは八柄、素質等についてもこれは心配をせざるを得ないのであります。そこで実際の運用について、調査官或いは審査官の素質がどういふものになるか、何らの法上の保障もないから、換事の場合に起訴、不起訴、或いは検事を代表してそれらの決定をなされる重要性から適格審査なり、或いは審査会がある、こういう必要性は調査官なり審査官の場合に私は同様にあると考えるのであります。従つてそういう構想をこれは形式ではなくして実質的な点からどうしてお考えにならなかつたかというところをお尋ねをしたわけでありました。或いはこれから任用せられます調査官なり審査官というものが二人のようない人柄である、或いは極めて副検事程度の人であるというならば別でありますけれども、例えば伊藤委員が心配せられましたように、警部補級の人であるということになりますならば、私は過去の実績から考えて、警察の警部補級の人についてはこれらの問題について全然信用することができないように思ふのであります。その保障を身分或いは給与の上でできないければ、制度の上でする以外にないのじやないか。そこで制度の点については監察制度、或いは人権擁護委員会、或いは今人事院についても言われましたけれども、それは一般の人にとつて例えば人事委員会への訴えと申しますか、こういう点はこれはなかなか普通の人は困難であります。でその点が例えばこの法律の中にはつきりしてありますならば、これはその救済とかいふような途について直ぐ国民もできるでありますし、それが法文に謳われておられないというところ、方法が困難である。従つて制度の上に折角監察制度を設けるといふならば、それに更にはつきりした法上の保障を与えたいということが必要じやないか、こういう意味で申上げておるわけでありました。もう少し具体的に發展した御答弁が頂けるかどうか。

○政府委員(關之君) この職員の問題であります。これは総裁からも御答弁申上げたごとく、結局私どもとしてもこの法案が仮に成立した際において、これを運用するには問題は人にあるということとは私ども重々一番問題はこのことにあるというところはききまして考へておるのであります。従ひまして今まで申上げたような各種のいろ／＼な方法をここに併用いたしまして職員の素質を向上し、そして厳重なる監督をして、日常の業務についても厳重なる監督をして過ちなきを期したい、ほんの形ばかりの私どもの気持ちでなくて、私どもは本当にかよくに思ひまして、あらゆる努力をここに傾注いたしまして御趣旨にそつと運用をいたしたい、かように心から私どもは思つておるのであります。

○吉田法務卿 法務総裁或いは特審局長、次長それらの御列席になつたかたがたの今までの審議の過程からする御決意はわかります。併しながらそれが

制度の上に或いは法上の保障として現われて参りませんと、いつまでも木村さんが法務総裁でいらっしゃると思ひまされんし、或いはお二人もいつまでも公安調査庁の幹部としておられるということは考えられませんが、それでは法上の制度として保障の確立を願ひたいというところを申上げておるのであります。その点についてもう少し御考慮が頂きたい。そして具体的に御構想を願ひたいということをお願いをしておく次第であります。

もう一つそういう法上の保障の問題であります。権力の濫用が問題でない、確実に処罰せられるという保障が必要なのは何人も主張して参つた点であります。職権濫用罪について特別公務員の職権濫用罪を適用云々という御意見は、伊藤委員から或いは一松委員等からもお話がせられて参りましたが、更に国家賠償法の適用が受け得るの云々という御答弁でありましたけれども、問題は故意、過失に關連をいたしまして、実際の国家賠償法の適用が困難だといふ点を考えますならば、単に国家賠償法の適用が受け得るのだという原則的な問題でなくつて、或いは国家賠償法の適用を二週間以内に適用するとか或いは国家賠償法の適用について仮執行をし得ることができるとか、これはまあ一例に過ぎませんけれども、そういうものつと具体的なこの法律の濫用によつて起つた事態について間髪をいれず確実に処罰し得る法的な規定が必要だと考へるのであります。見局長官どういふ具合にお考えになりますか承りたいのであります。

○政府委員(佐藤達夫君) これも先ほど来の吉田委員のお言葉に出ております通りに、裁判所というものは絶大な信頼を持つておるわけでありました。従ひましてこの最後の人権擁護のとりどとなつておりますところの裁判所におきましてはそれらの点をも考慮せられまして、できるだけ迅速にそれらの手続を進められることと思ふのであります。但しもとよりこの結末というものは正義、公平に合しておらなければなりませんから、その点から或る種の止むを得ない時間的の必要性というものが出て来るわけでありました。さうな点から裁判所の最も適正なる処理というところに待つことがむしろいいのではないかとこのように考へておるわけでありました。

○吉田法務卿 午前中の法務総裁の答弁を承つておりました。或いは午後の皆さんの御答弁を承つておりました。これだけの良識ある国民の反対或いは心配に対して、十分これを聞きそして反省をするという点が少いことを極めて残念に思ふのであります。出た法律案が最上のものである、何とか答弁を済ませて時間をかせげばいいという、言葉は少しひどくなるかも知れませんが、意見について十分考へるという態度の足りませんこと、ないとは申しませんが、足りませんことを極めて遺憾に思ふのであります。その点にはもう少し政府或いはお三人ならお三人にしても、法務総裁についても再考をお願いをいたしたいと考へる。

それから最後にこれは時間も遅くなりましたから、十分の質疑を尽くすことができないかどうかわかりませんが、この三法律の前提になりました事実、特にこれは共産党といふことは言われなかつたようでありましたけれども、破壊活動の実態については先般も秘密会を開いて御説明或いは質疑が行われたと承知をいたしておりますが、これらの前提になる諸事実の中で何一つでもメーデー後の宮城前広場の事件は、政府において相当政治的に破防法成立の要素としてお使いになつたことはいないと思ふのであります。この点について私は本会議で治安維持に名をかり政府の諸施策について緊急質問をするという形で御質問を申上げたのであります。その際は新聞に主としてよつたので、或いは宮城前広場で射殺をされた人のビストルの弾が後から入つて前に抜けておるといつたような事実については、あとで聞いてこの委員会等で質疑をいたしたいと考へたのであります。その後出ました新聞雑誌等にこの西三日読みましたのは、御覧の通り別に政治的な意図がある書物ではございせん、雑誌「世界」なり或いはこれは御承知のように昔の雑誌「労働の人」なり、或いは労働組合諸君も加わり、私の名前も連ねておりますが、実質的には余り寄与するところはございせんけれども、メーデー事件の真相として特に編集をいたしましたものを読みまして、或いはニュースを先週この参議院で再度に亘つて見たいたしましたけれども、これらのものを總合いたしましたも、政府の国会で法務総裁からせられた報告は事実と相当違つておるといふことを私承知をいたしたのであります。馬場先門から入りましたデモの人たち、その中には相当何と申しますか一般の会社員なり、追隨者があつたようでありましたが、それ

は宮城前のあの二重橋際まで行つて、
そして立ちどまつたところに待機をし
ておつた警察官が警棒を持つておどろ
かかつてそれからあの事件が起つたとい
う点が、ニュースの上にも或いは見
聞かされた人の記録に見ても明
らかなように思ふのであります。そう
するとこの破壊活動防止法成立のため
に利用されたメーデー後の宮城前
の広場の事件等も、前提として使ひ得
るものでないといふことを考へるので
あります。これらの点について如何
ように考へておられますか。私も新
聞なり或いは特に法務総裁の報告によ
つて、何と申しますかかような感じが
するのであります。

〔委員長退席、長谷山行毅君委員
長席に着く〕

法務総裁はおられませんか。御三
人のかたでどういふ工合に考へておら
れますか、承りたいと思ひます。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいた
します。破壊活動防止法案は二法案
は御承知の通り、メーデー暴動事件以
前に立案されて国会の御審議をお
願ひしたのでございまして、私もこの
法案立案の根拠となる現実の事態
の説明につきましても、メーデー暴動
の事件の内容はこれを引用いたしてお
りません。従ひまして私もはあの事
件をこの法案の成立に政治的に利用す
るというふうな気持は毛頭もございま
せん。事件につきましても東京地方検
察庁並びに東京警視庁におきまして目
下刑事事件として捜査中ございま
す。必ずや近き将来裁判所の公判を通
じましてその真相が明らかになるの
ではないか。先般法務総裁が国会におき
ましてメーデー暴動事件の内容につき

まして御報告申上げた内容は、東京地
方検察庁、東京警視庁並びに私どもに
おきまして一応の調査、捜査として発
表して差支えないアウトラインを総合
いたしまして申上げたものでありま
す。総裁も決してそのときに事件の真
相すべてを尽くすものではない、これは
いづれ裁判所の公判によつてすべてが
明らかになるというふうにお述べにな
つておつたように承つておるのでござ
います。御了承を願ひたいと思ひま
す。

○吉田法晴君 これは公刊をせられて
おる雑誌でありますし、法務総裁がお
られるならば法務総裁に見てもらいた
い。これは一つは雑誌記者、新聞記者
が現地で見た見聞記であります。或い
は名前を出すと今後眺まれるかも知れ
ないと思へたか考へないか知りませ
んけれども、A、B、C、D、Eとい
うような表現がございしますが、私は
この内容が匿名であるのと否にかかわ
らず真実を伝えるものと考へるので
あります。それから雑誌「世界」に載
つております「私は見た」という記事
を書いておられる人も第三者であり、
その中に画家も入つておりますけれど
も決して、ためにする記事であるとは
考へません。現に或いは二重橋外にお
いて、或いはあの広場の周囲で見られ
た人もいふかと思ふのであります。
問題はメーデー事件後の宮城前広場の
事件は、破壊活動防止法の前提として
使つた、或いはこれを政治的に利用し
たことではないかというお話でございま
すけれども、先般の秘密会の御報告の中
にもメーデー後の事件についてもお話
があつたと思ひますし、それからその
ほかについてもいろいろお話があつた

こと、或いは破壊活動の実態として上
げられたことは、これは間違ひのない
ことだと思ふのであります。その一
つ一つについて私もここで論議する
間はございせん。ございせんけれ
どもメーデー事件一つをとつて見ても
政府の説明とそれから見聞者の報告を
聞いてそこに大きな食い違ひがあると
いふことを知りますと、他の事件につ
いても同じようなことがあるのではな
いか。そこで頂きました「平和と独立」
ですか、資料についてはこれは文字に
よつて私も承知いたしますけれども
も、それとこれでは言われておるよう
な破壊活動との間にどれだけのつな
がりがあるのか、これははつきり断定
は下されませんけれども、関連がある
ような説明の下にこれほどの破壊活動
があつておるのだから、そこで破壊活
動防止法案その他を早急に作らなけれ
ばならぬ、そういう建前になつておる
ことは明らかだと思ふのであります。

その前提となります事実が一々問
題にすることはできぬかも知れぬけれ
ども、メーデー事件一つをとつて見
てもそういうことを考へざるを得ない
今日においては、破壊活動防止法を必要
とするこの破壊活動の実態、そして破
壊活動防止法制定の緊急性については
私もにもわかに承認するわけには参ら
んように思ふのであります。これらの
点については個々の事件を取上げて究
明することはできませんけれども、一
つのメーデー事件を手許にありますが資
料からして私は反省を求めたいと思
ふのであります。どういふ工合に考へ
られますか、これは特審局長になりま
すか法務総裁になるか知りませんけれ
ども一応お伺いをいたしたいと思ひま
す。

○政府委員(吉河光貞君) 先般秘密会
でメーデー事件につきまして御報告し
た内容は、メーデー暴動事件が背後の
団体組織によつて強力に指導推進され
た疑ひがあるという点につきまして、客
観的に現れた文書資料の一端を読み
まして御説明申上げたに過ぎないので
あります。メーデー事件は相当広範な
地域に亘つて行われておりまして、私
もちよつと現場を遠くから見かけまし
た。その後いろいろなニュースの映画
も拝見いたしました。結局事件の本当
の真相は目下刑事事件としては裁判所
の公判によつてその全貌が明らかにな
るだらうと考へております。決して私
どもがあの事件を政治的に利用してこ
の法案の成立を促したり、或いは審議
促進に利用したといふようなことは毛
頭もございせん。

○吉田法晴君 それは特審局長は御
利用にならなかつたかも知れませんが
れども、客観的に見ますと利用せられ
たと、これは直接の目撃者ではござい
ませんけれども、各社その他において
も認められておるところであります
が、客観的に見て私ももそう考へま
す。或いは外国新聞等においてもそれ
らの点は判断がなされておると思ふの
であります。例えば宮城前の事件につ
いて「宮城前に行こう」「人民広場
に行こう」といふことは、これはニュ
ースを見ておりましたか或いは録音の中
に入つて来ることであります。その
点についてはこれは否定するものでは
ありませんけれども、それを破壊活動
として或いは騒擾事件として企図され
たかどうか、この点になりますと、こ

れは甚だ疑ひなきを得ない。この目撃
者の中にも暴徒はむしろ警察側にある
のじやないか、こういう極論まで出て
おるわけでありまして。これらの点に
連してこれはメーデーだけではござい
ませんけれども、いわゆる破壊活動の
よつて来たところのものもあつたと検
討をせられなければならぬという感じ
がいたすのであります。その点は依然
として破壊活動が統一的に計画せられ
てそれが或いはメーデー事件に現わ
れ、或いはその他の事件に現われたと
やつぱり考へておられるのであります
か、重ねて承りたいと思ひます。

○政府委員(吉河光貞君) 実際に行わ
れましたメーデー暴動事件の背後にあ
る疑ひの事態につきまして先般ごく簡
単にその一例を御説明いたしました。
私もともいたしましてはやはり現下の
事態に鑑みまして、この法案の成立を
必要となさしめるような団体組織によ
る暴力主義的破壊活動の展開があるも
のと考へております。

○吉田法晴君 この点については中味
に入りますとあれでありますから、持
つて参つております資料について後刻
提出をして御意見を承りたいと思ひ
ます。大変遅くまで恐縮でしたがまだ
残つておりますけれども質疑を一応打
切りたいと思ひます。

○羽仁五郎君 今の点については、お
ととい私はあの政府に伺つておるそれ
は、この現在日本に存在しておるそれ
らの団体の中で、本法に述べてあるよう
な破壊活動を計画し又は行なつてい
る疑ひがあるといふことを証言すること
はできるけれども、併しそれに対して
確実な確証といふものを持つてゐるわ
けじやないといふお答えがあつたので

びを分ち、新しい精神によつて世界平和に貢献させたいと思ふから、特別の措置によつてすみやかに釈放されたいとの陳情。

第一一八一号 昭和二十七年五月三十一日受理

戦犯者の釈放に関する陳情(四通)

陳情者 岐阜県知事 武藤嘉門外三名

この陳情の趣旨は、第一一六九号と同じである。

第一一八九号 昭和二十七年六月二日受理

戦犯者の釈放に関する陳情

陳情者 山梨県議会議長 小田切彰

この陳情の趣旨は、第一一六九号と同じである。

第一一九七号 昭和二十七年六月四日受理

戦犯者の釈放に関する陳情(三通)

陳情者 福岡県山門郡三橋村大字久末四七三 吉田利三郎
外三百八十一名

この陳情の趣旨は、第一一六九号と同じである。

第一二二三〇号 昭和二十七年六月九日受理

戦犯者の釈放に関する陳情

陳情者 高知市幣屋町一〇七ノ八 高知県自治会館内高知県町村会内 森田茂亀

この陳情の趣旨は、第一一六九号と同じである。

第一一八二号 昭和二十七年五月三十一日受理

破壊活動防止法制定反対に関する陳情

陳情者 東京都港区芝新橋六ノ一 八全国セメント労働組合連合会内 清水道男

政府が今国会に提出した破壊活動防止法案は、基本的人権および言論出版結社の自由を奪うばかりでなく、民主勢力の中心的存在である労働組合の民主化と労働運動の健全化を阻害するものであるから、このような悪法の通過を阻止せられたいとの陳情。

第一二〇七号 昭和二十七年六月四日受理

執行吏の手数料等増額に関する陳情

陳情者 東京都千代田区霞関一東京地方裁判所執行吏役場内 山内健治外百七十六名

現行の執行吏手数料等の施行された当時と現在の賃金物価とを比較すると、物価指数、官吏の賃金ベースにおいて五割余の上昇を示し、交通機関たる国鉄、私鉄、バス等の料金も大幅に値上げされ、また先般司法書士は約十割、公証人は約五割程度の手数料が増額されたにもかかわらず執行吏手数料等が依然として省みられないのは遺憾であるから、(一)手数料五割以上、(二)旅費、宿泊料五割以上、(三)国庫補助金の大幅増額等の措置を講ぜられたいとの陳情。

第一二〇八号 昭和二十七年六月五日受理

戦犯者の助命等に関する陳情

陳情者 広島県庁地方課内広島県町村会事務局内 荒川龍雄外一名

国民待望の講和条約も発効した今日、戦犯者の服役は見るに忍び得ないものがあるから、この際平和条約第十一條の適用により内外の戦犯者全員を一日も早く釈放されたいとの陳情。

第一二二三二号 昭和二十七年六月九日受理

戦犯者の助命等に関する陳情(三通)

陳情者 広島県神石郡油木町長 石井義雄外三十名

戦犯者および家族の心情は同情にたえないから、死刑囚の助命、減刑、釈放、早期内地帰還等適切な施策の実現を図られたいとの陳情。

昭和二十七年十月十七日印刷

昭和二十七年十月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局